

訴 状

2008年（平成20年）5月20日

金沢地方裁判所 御中

原告兼原告ら訴訟代理人弁護士 鳥 毛 美 範

原告ら訴訟代理人弁護士 塩 梅 修

当事者の表示

別紙当事者目録のとおり

土地収用法に基づく事業認定処分取消訴訟

貼用印紙額 金1000円

【請求の趣旨】

- 1 被告が平成19年11月28日付け北陸地方整備局告示第140号によりなした土地収用法第20条の規定に基づく事業認定を取り消す。
- 2 訴訟費用は被告の負担とする。
との判決を求める。

【請求の原因】

第1 当事者

原告らは、土地収用法（以下「法」という。）による下記事業認定処分の起業地
の内、収用部分の土地に含まれる別紙物件目録記載の各土地について別紙物件目

録記載のとおり（共有持分を）所有するものである。

被告国に所属する北陸地方整備局長（以下「処分庁」という。）は、平成19年11月28日付け北陸地方整備局告示第140号により後記事業認定処分を行ったが、北陸地方整備局長は国に所属するので、行政事件訴訟法第11条第1項により、被告は国となる。

なお、石川県が北陸地方整備局長に対して事業認定申請書を提出したのは、同年1月18日付けである。

第2 事業認定処分

北陸地方整備局長須野原豊は、平成19年11月28日、下記の起業者につき、下記事業の種類について、下記土地の収用の部分について、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断し、法第20条の規定に基づく事業認定処分（以下「本件処分」という。）を行った。

記

起業者

石川県

事業の種類

犀川辰巳治水ダム建設事業

起業地の内土地の収用の部分

石川県金沢市上辰巳町拾弍及び七、瀬領町、瀬領町ル、ワ、ヌ、チ、ト、ヲ、ハ及びニ、駒帰町ル、タ及びヲ、寺津町へ、甲及びニ、相合谷町タ、ロ、ハ、ヨ及びヌ、下鴛原町丙、拾弍、ヌ、乙、チ、甲及びリ、鴛原町チ、ト、へ及びソ、城力町イ、リ、ヌ、ル及びロ並びに熊走町村廻地内

第3 辰巳ダム建設問題の経過

1 犀川とその管理者

辰巳ダムは犀川水系犀川の上流域に建設が予定されている。

犀川は金沢市南東部の奈良岳（標高1644m）に発する二級河川であり、石川県がその管理にあっている。

犀川は幹川流路延長約35km、流域面積約256km²の河川であり、その流域の大部分が金沢市であり、犀川は金沢市街地の中心部を貫流して、日本海に注いでいる。

2 犀川総合開発事業（第1次）

昭和28年8月の豪雨で犀川は出水し、床上浸水1145戸、床下浸水2115戸という被害をもたらした。

この出水被害を契機として、昭和35年度から、石川県は「犀川総合開発事業（第1次）」を開始した。この事業は、基準地点（犀川大橋）における基本高水のピーク流量（自然のままの河川の姿で流出してくると想定される流量）を930m³/秒、計画高水流量（ダム等により調整した後に河道に流下させることにした流量）を615m³/秒と定め、河道を改修し犀川ダムを建設することを目的として施工し、上記事業は昭和40年度に完成した。

なお、犀川ダム完成前の昭和36年9月の第二室戸台風時の降雨で、犀川が溢水氾濫し床上浸水1021戸、床下浸水500戸の被害をもたらしているが、このときの洪水を最後として、犀川ダム完成後は犀川において溢水洪水は一切発生していない。

3 犀川総合開発事業（第2次）

その後、石川県は浅野川の治水対策として浅野川から犀川に至る放水路を整備し、これにより、最大250m³/秒を浅野川から犀川へ分流させる計画を立てた。

そして、石川県はこれを理由として、基準地点（犀川大橋）の基本高水のピーク流量を1600m³/秒、計画高水流量を1230m³/秒まで一挙に引き上げ、昭和42年度から「犀川総合開発事業（第2次）」として浅野川放水路及び内川ダムの建設などを行い、上記事業は昭和49年度に完成した。

4 辰巳ダム建設計画の始まり

- (1) 昭和49年度から、辰巳ダム建設計画が浮上し、石川県は同年4月から予備調査を開始した。この時点の辰巳ダム建設の目的は、治水、発電などの多目的ダムであった。

昭和58年度に「犀川総合開発事業(辰巳ダム)」が国の建設事業採択を受け、辰巳ダム建設に向けて県の用地調査、測量等が始まった。

平成元年から県は用地交渉を行い、貯水池等予定地の地権者から用地買収を進めていった。

- (2) 平成2年度、石川県は、河川法に基づき「犀川水系工事実施基本計画(平成2年7月認可)」及び「辰巳ダム建設事業全体計画(平成3年2月認可)」を定めた。

石川県は、平成4年4月には実質的には工事用道路となる道路を付け替え市道として工事に着手し、平成17年8月に完成している。

- (3) このように着々と関連事業が推進されていたが、上記辰巳ダム建設計画は、江戸時代に金沢城のために建設された日本三大用水の一つとまで言われ歴史的・文化的価値が高い辰巳用水の東岩取水口そのものを破壊する計画であった。また、現実的には犀川ダム建設後には洪水被害などは一切なく、発電・利水などの目的があまりにも必要性を度外視した無意味な計画であり、公共事業を行なうことそのものが目的化してしまったかのような計画であった。更には、自然環境を大きく破壊する計画であった。

これらのことを理由として、辰巳ダム建設計画は世論の大きな批判を受けることとなった。そして、原告ら及びその他多数の者は事業用地の一部地権者より土地を購入し、これを共有地とするなどして所有し、辰巳ダムの不必要性、有害性を訴えてきた。

このような経過により、上記辰巳ダム建設計画は一からの見直しを余儀なくされた。

5 変更された辰巳ダム建設計画の強行

(1) 石川県は、平成16年7月に「犀川水系河川整備基本方針」、平成17年3月に「犀川水系河川整備計画」を策定し、辰巳ダムを多目的ダムから洪水調整のみを目的とする「穴あきダム」に変更した。また、辰巳用水の東岩取水口のわずか数10メートル上流に本体が建設されるように建設位置が変更され、かろうじて東岩取水口が物理的には破壊されないようにされた。

このように、わずかばかり姿を変えただけで、今回、新たな辰巳ダム建設計画が強行されることとなった。

(2) 石川県は、この「犀川水系河川整備計画」において、基準地点（犀川大橋）における基本高水のピーク流量を、従前の設定値から更に引き上げ、1750 m³/秒とした。そのうえで、計画高水流量を1230 m³/秒として、その差である520 m³/秒を上流の洪水調整施設群で調整する必要があるが、犀川ダム及び内川ダムだけでは290 m³/秒までの調整しかできないから、辰巳ダムが必要であると理論構成をした。

また、利水計画に関しては、概ね10年に1度発生する渇水時においても下流域におけるかんがい用水や上水道用水に加えて、市街地のせせらぎを確保することや魚類等の生息環境を維持することが必要であると理論構成をした。

(3) こうして、石川県は、平成17年5月から、辰巳ダム建設事業を行なうために、原告らが所有している（共有）地を強制収用するべく土地収用法に基づく事業認定の準備を開始し、平成19年1月18日、石川県は北陸地方整備局長に対して法第16条に基づき事業認定の申請を行った。

これを受けて、北陸地方整備局長は、同年11月28日、上記のとおり、石川県の事業計画を受け容れた本件事業認定処分を行った。

6 本件事業認定の違法性

土地収用法に基づく事業認定処分は憲法で保障された国民の財産権を強制的に収容するものであるから、それは厳格な手続と要件のもとに初めて認められるものである。土地収用法との関係では、とりわけ、法第20条の定める厳格な要

件をすべて満たす必要がある。

しかしながら、処分庁による本件事業認定処分には、以下に詳述するように、この法20条の定める厳格な要件を満たしていない違法があることは明らかであるので、速やかに取り消されるべきである。

第4 土地収用法第20条第3号要件の適合性について

1 法第20条第3号の要件

法第20条第3号は、「事業計画が土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものであること。」と定め、当該事業計画が国土全体の土地利用の観点から見て適正かつ合理的であることを要する旨を明らかにし、事業計画全体の合理性を要件とした。

2 要件適合性判断のあり方

当該事業計画が「土地の適正かつ合理的な利用」かどうかを判断するにあたっては、まず、当該土地がその事業の用に供されることによって得られる公益の利益と、当該土地がその事業の用に供されることによって失われる公共的又は私的利益とを比較考量する必要がある。その結果、前者が後者に優越すると認められる場合に、初めて、この要件に適合するものと言えるのである。

一般的に、この判断にあたっては事業認定庁に裁量が認められるが、しかし、行政庁が判断するにあたり、本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、その結果当然尽くすべき考慮を尽くさず、又は本来考慮に入れもしくは過大に評価すべきでない事項を過大に評価し、このため判断が左右されたと認められる場合には、裁量判断の方法ないし過程に誤りがあるものとして違法になる。また、行政庁が判断するにあたり、その基礎とされた重要な事実を誤認があること等により重要な事実の基礎を欠くことになる場合にも違法となる。

3 本件処分の判断の仕方

本件処分は、①得られる公共の利益、②失われる利益、③事業計画の合理性に分けて、法第20条第3号の適合性を検討している。

具体的には、①得られる公共の利益として、治水目的、利水目的があるとする。また、②失われる利益として、野生動植物の生息環境のみをあげ、文化財については見受けられないとしている。更に、③事業計画の合理性としては、代替案の検討の結果、周辺住民に対する影響や事業費が小さいとし、また、土木技術的に重要な遺構である辰巳用水東岩取水口が保全され、代替案の中では経済性に優れているとされている。

4 本件処分の重大な誤り

しかし、これらは、いずれも、本来最も重視すべき諸要素、諸価値を不当、安易に軽視し、又は、本来考慮に入れもしくは過大に評価すべきではない事項を過大に評価していると言わざるをえない。また、判断の基礎とされた重要な事実を誤認があり、重要な事実の基礎を欠いていると言わざるをえない。

特に、石川県はまさにダム建設を強行するために治水にかかわる数値を恣意的に調整したと思われる内容で事業計画を作成しているため、その根拠が杜撰で説得力を欠くものであり、また、文化的・歴史的に極めて高い価値を有する辰巳用水の価値を著しく損なわせるものであって、それによってかけがえのない遺産の真髄を永久に失わせるものであることに対する配慮がなされていない。

以下、それぞれの項目に分けて詳細に述べる。

第5 辰巳用水と兼六園に対する深刻な影響について

1 はじめに

本件事業認定された辰巳ダム建設は、1632年（寛永9年）に築造され現在も利用されている辰巳用水、その優れた土木技術と逆サイフォンの原理の応用で有名な辰巳用水、郷土のかけがえのない宝となっている辰巳用水、世界遺産登録に値する貴重な文化遺産である辰巳用水に対して深刻な影響を与え、ひいては、辰巳用水を水源とする兼六園、市中を流れる用水に対しても深刻な影響を与えるものである。

しかるに、本件事業認定処分に当たって、処分庁は、以下に述べるように、辰

巳ダム建設が与えるこれらの深刻な影響を不当、安易に軽視し、その結果、当然
尽くすべき考慮を尽くさなかったものである。

2 辰巳用水と兼六園

(1) その全体像

辰巳用水は、1632年（寛永9年）、加賀藩三代藩主前田利常の命を受けた
小松の住人・板屋兵四郎により、犀川の水を取水して金沢城内に引水するため
に築造された。主として城内の防火用水を確保する目的で築造されたものと言
われている。

このときの取水口は、犀川上流・上辰巳村の雉（キジ）に設けられたが、そ
の後、1799年（寛政11年）ころ、雉（キジ）の上流130mの娒（メオ
ト）滝の対岸に付け替えられ、1855年（安政2年）に、その上流600m
余りの東岩に付け替えられた。現在の東岩取水口である。

用水路の長さは、東岩取水口から兼六園までが約11.4kmで、そのうち約
4.3kmがトンネル部分となっている。

小立野台を流れてくる辰巳用水は、山崎山の下をくぐって兼六園に入り、曲
水をうるおし、カキツバタと桜並木の間を通過して、徽軫燈籠の近くで霞ヶ池に
入り、霞ヶ池からは翠ヶ滝から瓢池に落ち、分流は噴水となっている。また、
山崎山付近からの分流は成巽閣をうるおして長谷池に落ちている。こうして、
辰巳用水は兼六園の貴重な水源となり、兼六園において“流れの美”を発散し、
現在に至っている。

そして、兼六園から石川門の地下1mの地中を通過して金沢城内に入り、逆サ
イフォンの原理を応用して、石川門より8mも高い二の丸に上がって防水用泉
水として蓄えられ、泉水をうるおし、利用されてきた。

兼六園、金沢城をうるおすのみではなく、辰巳用水は、町を火事から守るべ
く（当時）、西は本多町から東は近江町市場付近に至る広範囲の金沢市中をせせ
らぎとなって流れ、市民の日常生活に溶け込んでいる。

こうして、辰巳用水は、築造後370年たった今日においても、確かな存在として、生き続けている。築造目的であった防火用水というよりも、兼六園の唯一の水源として、また、金沢の市中をうるおす“街の水”として、多方面で活用されている。

(2) 優れた土木技術と逆サイフォンの原理の応用

辰巳用水は、以下に紹介するように、その土木技術において、現在、高く評価されている。

- ① 取水口から続くトンネルを築造し、貫通させるまでの努力は、現代工法と比較しても遜色がない。辰巳用水が素晴らしいのは、取水口から兼六園に至るまでの勾配200分の1を確保する測量術が技術の華となっていることにある。
- ② 当時としては、水を低い所（石川橋）から高い所（二の丸）へ揚げることは、非常に卓越した着想であり、極端な言い方をすると、辰巳用水が有名なのは、ただただ、この逆サイフォンの原理を実地に応用しているからにほかならないとも言える。
- ③ 辰巳用水の完成は、日本の水利法・鉱山学・測量術を知るうえにおいて極めて重要な位置にあり、ここに駆使された土木技術の数々は、日本の歴史と土木技術史の空白を埋めるにふさわしい壮挙であって、日本文化に不滅の光を放つ貴重な民族遺産である。
- ④ 当時の土木水準をひとときわ高く抜き出したものであり、“ふるさとの遺産”として、今、改めて、かみしめなければならない。
- ⑤ ほぼ同じ時代に造られた、玉川上水（1654年）、箱根用水（1670年）などと比べても、遜色のない優れた用水である。
- ⑥ そして、わが国最高峰の土木技術の専門家からなる学会からも、「文化いまだ進まざりし当時において、水路に隧道（トンネル）を鑿ち、伏越の理（逆サイフォンの原理）を応用したることの如き、その計画の巧妙なるには、何

人といえども驚嘆を禁ずること能はざるべし。」(土木学会編『明治以前 日本土木史』1439頁)と、輝かしい高い評価を受けているのである。

(3) 郷土のかけがえのない宝, 貴重な文化遺産

このように、辰巳用水は、370年前の土木技術の粋を集めて造られたものであり、郷土の誇る土木遺産として、歴史的に大きな価値を有する歴史的用水であり、郷土のかけがえのない宝, 貴重な文化遺産である。

辰巳用水は、東岩取水口付近の水辺と溪谷、その景観、風致、動物・植物・魚・鳥を中心とする自然環境を含め、これと一体となって、かけがえのない景観的・文化的な価値を有し、文化遺産と自然遺産との言わば複合的な遺産となっている。先人の知恵と技術を学び、水辺の驚異とその豊かさ、動物・植物・魚・鳥を含む自然の驚異とその豊かさを味わい、生態系の妙を感じ取り、情操を育む格好の場となっている。環境教育の場として、これほどふさわしい場は県内には他にないと言っても過言ではない。

そのうえ、辰巳用水は、日本三名園の一つ、特別名勝兼六園の唯一の水源として、兼六園の“六勝”(宏大、幽邃、人力、蒼古、水泉、眺望)たる所以を支えている。ここでも、辰巳用水は、兼六園の“六勝”と評価される自然環境と一体となって、言わば、文化遺産と自然遺産との複合的な遺産となっている。もし兼六園に辰巳用水が流れていなかったなら兼六園の価値は半減したであろう、兼六園の名が高くなったのは半ば辰巳用水のためだと言っても過言ではないと高く評価されているのである。

そして、辰巳用水は、金沢市中を縦横に走る“金沢の水”の代表的な存在として、長きにわたって、“用水文化”とも言うべき文化的空間を築き上げている。市中をせせらぎとなって流れる水は、市民の生活に溶け込んで、飲料、洗濯、防火、消雪、灌漑その他に利用されており、独自の文化的景観を形造っているのである。

こうして、辰巳用水、兼六園、金沢城跡(金沢城公園)は、三位一体となっ

て、歴史と文化の街・金沢の中核となっているのであり、その源には370年前に築造された辰巳用水が存在しているのである。

これらは、先人の知恵と技術を尽くした奮闘と自然の長い時間的な推移の中で造り出され、引き継がれてきたものであり、これに一たび人為的な作為が加えられたならば、人間の創造力のみによってこれを復元することは事実上不可能である。それ故、県民が等しく享有すべき文化遺産として保全し保護しなければならないものであり、また、後世に引き継いでいかなければならないものである。

従って、県民・国民の「健康で文化的な生活」を営む条件にかかわる郷土の宝、“かけがえのない文化遺産”として、辰巳用水は、東岩取水口付近の水辺と溪谷における豊かな自然環境とともに、そして兼六園の“六勝”と評価される自然環境とともに、全体として、行政の上においても最大限に尊重されるべきものである。

3 辰巳ダム建設計画の問題点

今回の辰巳ダム建設計画によると、旧計画とは異なって、東岩取水口は水没することなく存続することになっているが、しかし、それでも、以下に述べるように、辰巳用水、ひいては、辰巳用水を水源とする兼六園、金沢城跡（金沢城公園）、市中を流れる用水に対して、深刻な影響を与えるという根本的な問題がある。

(1) まず、東岩取水口付近の川の流れが完全に失なわれ、辰巳用水への取水が事実上は人工的な取水になってしまうという問題がある。

東岩取水口は、犀川が大きく湾曲して流れを変え、水が広く深くゆったり流れる淵に位置し、自然な形で常に安定的に犀川の水を取り入れている。犀川の自然の流れを巧みに利用しての取水であり、水を確実に取り入れる場所としては最も理にかなった所にある取水口である。東岩取水口は最初の取水口から二度目に最適の位置に付け替えられた取水口なのである。

しかし、辰巳ダムがすぐ目の前、数10m先に建設されると、犀川の流れそ

のものがダムで完全に断ち切れ、湾曲した流れ、広く深くゆったりした流れは完全に失われてしまう。その流れを巧みに利用しての自然の取水は失われてしまい、事実上は人工的な取水になってしまう。すぐ目の前のダムから吐き出されてくる水を取り入れるだけの取水口になってしまうからである。

- (2) 次に、東岩取水口付近の水辺と溪谷における景観、風致、動物・植物・魚・鳥を中心とする自然環境が一変してしまうという問題がある。

東岩取水口の目の前に巨大なダムが建設されると、東岩取水口を中心とする水辺の景観、風致、自然環境が生態系も含めて完全に断ち切られて、失われてしまう。それにとどまらず、より広い範囲、辰巳溪谷という広がりにおいても、これまでの景観、風致、自然環境が同じく生態系も含めて完全に断ち切られて、失われてしまう。自然の美と優しさに囲まれていた東岩取水口は、巨大なコンクリートの塊によって自然とのつながりを切断され、威圧されてしまうのである。

東岩取水口は、長年にわたって、犀川の流れの一画にあって、周囲の景観と見事に調和し、周囲の自然環境に溶け込んでおり、それとともに、固有の存在感を発揮し自己主張をしながらその役割りを見事に果たしてきているのであるが、そうした調和も存在感も完全に失われてしまうことは目に見えている。そして、その役割りを果たしていくことさえも危うくなっているのである。

- (3) 更に、東岩取水口付近の清流の維持、辰巳用水へのきれいな水の供給が安定的に確保できるのか、という問題がある。

計画によると、辰巳ダムには、常用洪水吐として、下段に2門が、上段に1門が設けられ、常時、この下段の2門から水が自然に下流に流れていくことになり、その一部が右に折れて東岩取水口の方に行くことになっている。

しかし、この下段の2門は、高さ2.9m×巾2.9mの小さな断面しかないのであるから、上流から流木や土砂が流れ込んできたときには、特に、流木に根や枝が付いているときには塞がれてしまうことが容易に予想される。それ

は、必ずしも（大きな）洪水のときとは限らないし、稀なことでもない。そうすると、辰巳用水への安定的な水の供給が確保できなくなってしまうことになる。

しかも、辰巳ダム底部には上流からの様々な廃棄物や土砂が堆積していくのは明らかであるが、その中を通ってくる水及びその上を流れてくる水はおのずと汚れた水、濁った水となってしまう。ひいては、兼六園にもこの汚れた水・濁った水が流れ込んでしまうのである。

(4) その上、洪水時における急激な水の排出による被害が予想される。

洪水時には、下段の2門や上段の1門一が仮に塞がらなかったときにはそこから大量の水が勢いよく排出されるだけでなく、最上段の非常用洪水吐からも大量の水が勢いよく排出され、それらの排出された水の一部が東岩取水口に猛烈な勢いでぶつかり、流れ込むことが容易に予想される。それは、ダムが建設される以前の自然の洪水の流れの比ではない。

たとえ、東岩取水口の水門がすぐに閉鎖されたとしても、猛烈な勢いのついた大量の水がぶつかることにより、取水口付近が損傷され、用水路のトンネル部分が損傷されるおそれは否定できない。このとき、大量の汚水や濁水や泥水が辰巳用水を通して兼六園に流れ込むおそれさえ否定できないのである。

4 本件事業認定処分の問題点

(1) 本件事業認定処分は、「本件事業地内の土地において、文化財保護法により起業者が保護のため特別の措置を講ずべき文化財は見受けられない。」として、文化財問題を一蹴してしまっており、辰巳ダム建設が、東岩取水口及び用水路を含む全体としての辰巳用水、ひいては、辰巳用水を水源とする兼六園、金沢城跡（金沢城公園）、市中を流れる用水に対して与える深刻な影響を全く考慮していない。

もっとも、ダムサイトの位置について述べる中で、「取水口を避けるようダム及び減勢工を配置することで」「重要な土木技術の遺構である辰巳用水東岩取水

口」の「保全・保護が可能なこと」と述べてはいるが、言及は唯一これだけにとどまっており、やはり、辰巳ダム建設の影響を全く考慮していないのである。

しかし、これは、以下に述べるように、極めて不当だと言わなければならない。

- (2) 辰巳ダムの起業者である石川県を代表する知事は、「城下町金沢の文化遺産群と文化的景観」の代表的な存在である辰巳用水、兼六園、金沢城跡（金沢城公園）、そして市中を流れる用水を含む城下町金沢を世界遺産登録したいと熱心に取り組んでいるが、まさに、それほどに、辰巳用水は、－「重要な土木技術の遺構である辰巳用水東岩取水口」というにとどまらず－、全体として、極めて貴重な文化遺産であり、自然遺産との複合遺産でもある。文化遺産としての世界遺産登録基準である「現存するか消滅しているかにかかわらず、ある文化的伝統または文明の存在を伝承する物証として無二の存在（少なくとも稀有の存在）」あるいは「歴史上の重要な段階を物語る、建造物、その集合体、科学技術の集合体、あるいは、景観を代表する顕著な見本」に該当する可能性は十分にあるからである。

そうだとすれば、このように重要な－世界遺産として登録されるに値する－文化遺産である辰巳用水、ひいては、辰巳用水を水源とする兼六園、金沢城跡（金沢城公園）、市中を流れる用水に対して、辰巳ダム建設が与える深刻な影響を考慮すべきは当然である。

しかるに、石川県も、処分庁も、この影響、その深刻さを全く考慮していないのであり、これは、極めて不当だと言わなければならない。

- (3) 更に言えば、その辰巳用水の東岩取水口の目の前、数10m先に巨大な辰巳ダムを建設しようとしている石川県の事業計画は、端的に言って、世界遺産登録に向けての自らの取組みに逆行する行動である。

すなわち、ユネスコの世界遺産に登録されるためには、①世界的に顕著な普遍的価値を有すること、②世界遺産の登録基準の一つ以上を満たしていること、

③世界遺産としての価値を将来にわたって継承していくための恒久的な保護管理措置が講じられていることの三要件、及び、これらの前提としての「真正性の条件」と「完全性の条件」が必要になるが、辰巳ダムが建設されると、前提となるこれらの二つの条件が満たされなくなってしまう可能性が高い。「真正性の条件」では、その文化的価値が「用途と機能」「立地と環境」などにおいて真実性があり、信頼できるものかどうかテストされ、「完全性の条件」では、文化遺産や自然遺産とその属性が無傷で、機能が維持され、開発の逆効果がないかどうかテストされる。

ところが、辰巳ダムが建設されると、上述のように、犀川の自然の流れの特徴を巧みに利用しての取水が失なわれて事実上は人工的な取水となってしまう、東岩取水口を中心とする水辺と渓谷の自然環境は生態系も含めてコンクリートの塊によって切断されてしまい、また、ダムを通過してくる水は汚れ濁り時に泥水もまじってしまって、きれいな水の安定的な確保は危うくなり、東岩取水口ひいてはトンネル部分を含む用水路は無傷ではすまなくなり、これまで果たしてきた機能が維持されていくのが危うくなるからである。

石川県は、本気で「城下町金沢の文化遺産群と文化的景観」の世界遺産登録に向けて取り組むというのであれば、まず何よりも、辰巳用水、ひいては、辰巳用水を水源とする兼六園、金沢城跡（金沢城公園）、市中を流れる用水に対して、辰巳ダム建設が与える深刻な影響を十分に考慮すべきであり、そうしてこそ、その取組みを真に実効性のあるものにすることができるのである。

従って、かかる観点からも、辰巳用水、ひいては、辰巳用水を水源とする兼六園、金沢城跡（金沢城公園）、市中を流れる用水に対して、辰巳ダム建設が与える深刻な影響を考慮すべきは当然である。

しかるに、石川県も、処分庁も、この影響、その深刻さを全く考慮していないのであり、これは、極めて不当だと言わなければならない。

(4) ちなみに、文化遺産として世界遺産登録されている水利施設用土木遺産とし

ては、古代ローマ時代に造られた「ローマ水道橋」が有名である。既に、フランス南部ニーム近郊のガール川に架かっているポン・デュ・ガール（水道橋）とスペイン中部セゴビアの水道橋の二つが世界遺産として登録されている。

前者はユゼスの近くのウールの源流から取水し、後者は約18km離れたアセベダ川から取水していたものであるが、いずれも、現在、取水口も含めて保護が図られており、取水口のすぐ近くに巨大な人工の施設、ましてや巨大ダムが造られていないことは言うまでもない。「真正性の条件」と「完全性の条件」は完全に満たされているのである。

そして、辰巳用水の場合は、現在も取水しているのであるから、取水口及びその付近の保護はより一層強く求められるのである。

5 結論

以上に明らかにしてきたように、処分庁は、本件事業認定申請に対する判断をなすに当たって、本来最も重視すべき諸要素、諸価値である、貴重な文化遺産たる辰巳用水、ひいては、辰巳用水を水源とする兼六園、金沢城跡（金沢城公園）、市中を流れる用水に対して、辰巳ダム建設が与える深刻な影響を不当、安易に軽視し、その結果、当然尽くすべき考慮を尽くさなかったものと言わなければならない。

第6 自然環境に対する深刻な影響について

1 環境影響評価について

(1) 石川県は、本件辰巳ダム建設事業が法律等により環境影響評価を実施することが義務づけられた事業ではないと前提して、昭和62年度の環境影響評価書において、辰巳ダム建設に伴う環境への影響として「水質汚濁」「植物」「動物」「景観」「辰巳用水」などの環境要素について調査、予測及び評価を行った結果、環境保全目標を達成することが予測され、また、重要な動物・植物への影響についても軽微と予測された、という。

更に、平成16年度において、あらためて、環境影響評価法等を踏まえた新

しい環境影響評価の考え方のもと環境影響評価を行った結果、環境保全目標を達成することが予測され、また、重要な動物・植物への影響についても軽微と予測された、という。

(2) 環境影響評価について

ア わが国では、1960年代からの高度経済成長政策が各地で深刻な公害、環境汚染、自然破壊を引き起こして大きな社会問題となったことから、環境影響評価の制度を導入するようになったものの、当初は多くの欠点と問題点が含まれていた。

1990年代に入って環境政策をめぐる状況は大きく変化し、「持続可能な発展」の実現を目指すべきであるという考えが国際社会の主流となり、わが国の環境政策は根本的な見直しを求められた。

イ そこで、平成5年（1993年）11月に、環境基本法が制定された。

同法は、「現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保」等を目的とし（1条）、環境保全にかかる意思決定手続に関して、国の政策全般における環境保全配慮の実施（19条）、具体的事業についての環境影響評価の推進（20条）を定めているが、これらの規定は、環境影響が予想されるすべての行為（政策・計画・プログラム・事業）に関する意思決定手続に、民主、公開、参加、公正という理念をとり入れ、適正手続のもとで決定過程の透明性を確保するとともに意思決定者の説明責任を明確にする必要があることを確認したものである。

ウ そして、平成9年（1997年）6月、環境影響評価法が制定された。

同法は、事業者が実施した環境影響評価の結果を事業の内容に関する決定に反映させて、適正な環境配慮をなすことを確保し、もって、「現在および将来の国民の健康で文化的な生活の確保」に資することを目的とし（1条）、国、地方公共団体、事業者等は、事業の実施前における環境影響評価の重要性を深く認識して、同法の規定による環境影響評価その他の手続が適切かつ円滑

に行われ、事業の実施による環境への負荷をできる限り回避し、又は低減することその他の環境の保全についての配慮が適正になされるようにそれぞれの立場で努めなければならないと定める（3条）。

環境影響評価法は、方法書や準備書の作成手続を具体的に定め、それらの手続の中で、公告・縦覧、説明会の開催を行わせて住民や専門家の意見を反映させるなど住民参加の手続を設けているほか、環境影響評価の審査結果を個別事業にかかる免許等の基準と併せて判断するものと定め、その事業への反映を事業者の自主性に任せるのではなく法的拘束力あるものとし、また、環境大臣が手続の全般にわたって必要に応じて意見表明ができることとしている。

- (3) 石川県は、本件辰巳ダム建設事業については環境影響評価法の適用がないとする。

しかしながら、一方で、石川県は、辰巳ダムの治水及び利水を既存の犀川ダム及び内川ダムと連携して運用するとしており、これら3つのダムの湛水区域の面積を合計すると144ha（犀川ダム59ha、内川ダム40ha、本件辰巳ダム45ha）となって、環境影響評価法の対象事業となる規模を有することになる。

また、石川県は、環境影響評価法が制定される以前である昭和62年度には、昭和59年に閣議決定された環境影響評価実施要綱に基づいて環境影響評価を実施しているのであるから、その後、本件事業計画を立てるにあたり、持続可能な発展の実現を目指すべきとの考え方が国際的に主流となったことを受けて制定された環境基本法及び環境影響評価法に則った環境影響評価がなされない理由はない。

更に、石川県は、本件辰巳ダム建設事業における、環境影響評価の結果を踏まえた対策の実施については、今後、専門家の意見を聞きながら、本件工事着工前や着工後の適切な時期に、必要な対策を実施していくこととし、また、継

続してモニタリング等も行うことで万全を期すことにしているという。しかし、辰巳ダムが建設されることにより自然生態系が破壊されることはいうまでもなく、それによっていかなる生物に対していかなる悪影響が及ぼされることになるのかは計り知れず、取り返しのつかない事態を引き起こしかねないものであるところ、環境影響評価とは、環境に影響を及ぼすおそれのある行為を実施する前に、環境影響を調査、予測、評価し、その結果を当該行為に反映させることによって、良好な環境の保全と回復に配慮した意思決定をしようとする制度であるから、不可逆的な事態が生じる前に適正な環境影響評価が行われなければならない。

従って、石川県は本件事業においても環境影響評価法に規定した環境影響評価を行い、その手続に住民や専門家を参加させて意見表明の機会を与えることをはじめ、民主的で、透明性が確保された適正な手続を行うべきであった。

それにもかかわらず、石川県はこれを行わなかった。

もっとも、石川県は、自主的に環境影響評価を行ったとするが、それは事業内容を決めた上で影響範囲内の動植物の種類、個体数、場所などのリストを作成したにすぎないし、湛水地の水位変動が動植物に与える影響や、本件ダムが魚類や川虫類の回遊を遮断することによって生ずる生態系の破壊に対する検討がなされていないなど、真に必要な自然環境への影響を正しく評価していない。

- (4) よって、環境影響評価法に則った環境影響評価が行われずになされた本件事業認定は、判断の過程において考慮すべき事情を考慮しないものとして、その内容が社会通念に照らし著しく妥当性を欠くものとして違法である。

2 自然環境の破壊について

- (1) 本件辰巳ダム建設予定地には、環境省のレッドデータブックの絶滅危惧Ⅱ類に属するニホンテングコウモリが生息し、また、同レッドデータブックの絶滅危惧ⅠB類に属するミゾゴイの営巣や雛の巣立ちが確認されている。

ミゾゴイは、フィリピンで冬を越し、夏に日本に渡り、日本でのみ繁殖する

サギの仲間であるが、繁殖地等の激変により急速にその数を減らし続け、今日では世界で1000羽未満といわれ、絶滅の危機にある鳥である。

また、ミゾゴイ調査を通して、サシバ、ハチクマの営巣・繁殖、ヤマセミ、アカショウビン、オシドリ等の希少な野鳥をはじめ、キツネ、カモシカ、コウモリなどの哺乳類、サンショウウオ等の両生類や爬虫類など、多種多様な動植物の生息が確認されており、本件ダム建設予定地周辺は優れた生態系を維持する豊かな自然環境にあることが判明している。

また、周辺環境は、他に二つと存在しない独自の自然的及び文化的景観を呈している。

- (2) 前出の環境基本法は、基本理念として、「環境の保全は、環境を健全で恵み豊かなものとして維持することが人間の健康で文化的な生活に欠くことのできないものであること及び生態系が微妙な均衡を保つことによって成り立っており人類の存続の基盤である限りある環境が、人間の活動による環境への負荷によって損なわれるおそれが生じてきていることにかんがみ、現在及び将来の世代の人間が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに人類の存続の基盤である環境が将来にわたって維持されるように適切に行われなければならない」こと（3条）や、「環境の保全は、社会経済活動その他の活動による環境への負荷をできる限り低減することその他の環境の保全に関する行動がすべての者の公平な役割分担の下に自主的かつ積極的に行われるようになることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷の少ない健全な経済の発展を図りながら持続的に発展することができる社会が構築されることを旨とし、及び科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として、行われなければならない」こと（4条）を定めている。

そして、国に、これらの基本理念にのっとり、「環境の保全に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、及び実施する責務」を負わせ（6条）、地方公共団体

には、前記基本理念にのっとり、「環境の保全に関し、国の施策に準じた施策及びその他のその地方公共団体の区域の自然的社会的条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務」を負わせ（7条）、更に、環境の保全に関する施策の策定及び実施は、①人の健康が保護され、及び生活環境が保全され、並びに自然環境が適正に保全されるよう、大気、水、土壌その他の環境の自然的構成要素が良好な状態に保持されること、②生態系の多様性の確保、野生生物の種の保存その他の生物の多様性の確保が図られるとともに、森林、農地、水辺地等における多様な自然環境が地域の自然的社会的条件に応じて体系的に保全されること、③人と自然との豊かな触れ合いが保たれることを求めている（14条）。

平成4年（1992年）に制定された「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律」には、国内希少野生動植物種等の生きている個体は、捕獲、採取、殺傷又は損傷をしてはならないと定められている（9条）。その他、1982年10月28日国連総会の世界自然憲章、1971年のラムサール条約（特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約）、1973年のワシントン条約（絶滅のおそれのある野生動植物の種の国際取引に関する条約）、1979年のボン条約（移動性野生動物種の保全に関する条約）、1992年の世界遺産条約（世界の文化遺産及び自然遺産の保護に関する条約）、1993年の生物の多様性に関する条約、2002年の「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」など、自然環境や生態系を保護すべきことが確認ないし規定されている国際法及び国内法は多数存在する。

人類にとってかけがえのない自然環境ないし生態系にかかわる事業が行われる場合には、もとより、これらの国際法及び国内法の趣旨が没却されることがあってはならない。

国や県は、事業を行い、又は事業を認定するにあたっては、自然環境ないし生態系が最大限維持され、又はこれらの破壊が最小限にとどまるよう、事業を計画し、施策を講じなければならない。

3 結論

辰巳ダムが治水及び利水の面において必要性がないことが明白となっているとは、以下において詳細に述べるとおりである。

必要性のない辰巳ダム建設のためにかげがえのない周辺地域の自然が破壊されることは絶対に認められるべきではない。

必要性のないダム建設によりその建設予定地周辺地域の自然環境が破壊されることとなることを過少に評価した本件処分は、本来であれば考慮すべき重要な諸要素、諸価値を考慮しないものであり、裁量権を逸脱、濫用するものであって、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものとは到底言えない。

従って、本件処分は法第20条第3号の定める事業認定の要件を欠くものであり、違法である。

第7 治水目的、治水の必要性について

1 事業認定理由とその誤り

(1) 処分庁は、本件事業認定処分の理由として、治水面について、次の2点をあげている。

すなわち、①犀川本川で概ね100年に1回程度発生する規模の降雨による洪水から防御するための洪水調節が可能となること、②既存の犀川ダムと内川ダムを含めた3ダムの連携運用を行うことにより、洪水時の水位を低下させ、洪水の安全な流下が図れること（内水被害の軽減）である。

(2) 処分庁は、上記①②の認定根拠として、犀川水系河川整備検討委員会（以下「本件委員会」という。）が平成16年7月30日に作成した「犀川水系河川整備基本方針」（以下「基本方針」という。）、平成17年3月11日に作成した「犀川水系河川整備計画」（以下「整備計画」という。）、及び同年5月に作成された「辰巳ダム建設事業全体計画（変更）」を掲げているが、その概要は次のとおりである。

①については、犀川の沿川地域を概ね100年に1回程度発生する規模の降

雨による洪水から防御することを目的とし、基準地点（犀川大橋）において想定される基本高水ピーク流量を1750 m³/秒と定める。

②については、本件事業を含めた上流の洪水調整施設等によって520 m³/秒を調節することにより、河川へ配分される計画高水流量を1230 m³/秒とし、犀川の本件事業実施地点における計画高水流量600 m³/秒のうち330 m³/秒を調節する。

(3) しかしながら、以下に述べるとおり、上記①②の認定過程には、処分庁の裁量判断の方法ないし過程に重大な過誤がある。

2 基本高水ピーク流量1750 m³/秒の算定とその特徴

(1) はじめに

本件委員会は、平成16年3月30日に国土交通省河川局長から各都道府県へ通達された河川砂防技術基準（以下「新基準」という。）に基づき、上記基本高水ピーク流量1750 m³/秒を算定している。その算定過程は次の(2)で述べるとおりである。

(2) 基本高水ピーク流量1750 m³/秒の算定過程

ア 計画降雨量の算出

① 過去46年間分の犀川流域における2日間の実績降雨量（実際に計測された雨量をいう。なお、現実の河川の流量とは異なる数値である。）から、年間の最大値となる46データを抽出し、

② 100年に一度の確率で起こり得る洪水を想定して（以下「100年確率」という。）、グンベル分布という確率分布モデルにより、46個の実績降雨量から100年確率における2日間の計画降雨量314 mmを算出した。

イ 計画降雨波形の選出

③ 昭和31年以降の2日間の実績降雨量の中から、上記の計画降雨量314 mmの約2分の1にあたる150 mm以上となるものを抽出し、3

3個の降雨波形（計測時間とともに降雨量がどのように変化するかグラフ化したものをいう。）を選出した。

- ④ 33個いずれの実績降雨量も計画降雨量314mmより少ないため、上記33個の降雨波形を計画降雨量314mmとなるように引き延ばし、33個の計画降雨波形を選出した。
- ⑤ こうして得られた33個の計画降雨波形から、時間分布や地域分布が異常なものを9つ棄却して、最終的には24個の計画降雨波形を選出した。

ウ 基本高水ピーク流量の算定

- ⑥ この24個の計画降雨波形から、貯留関数法という計算方式により、100年確率における24個の河川洪水量を算出し、このうち最大の数値を導き出した平成7年8月30日を基準として、基本高水ピーク流量1750m³/秒を決定した。

(3) 基本高水ピーク流量1750m³/秒は推定値にすぎないこと

このように、基本高水ピーク流量は、降雨量から川の流量を算定していること、降雨量から100年確率で起こり得る洪水を想定していること、サンプルデータ24個のうち、最大の数値となるものを採用していることから、あくまでも推定により算出されたものに過ぎないものである。

基本高水ピーク流量が計算により求められる以上、その数値が現実の河川流量と著しく乖離した不合理なものとなる危険性は絶えず付きまとう。そこで、新基準においては、上記の危険性を是正するために、流量記録など他の方法により算定された数値と比較検証することを求めているのである。かかる検証がなければ、現実の河川流量とは著しく乖離した不合理な数値を基に、河川整備計画ひいてはダム建設を実施することになりかねないからである。

3 基本高水ピーク流量1750m³/秒が著しく過大であること

(1) はじめに

本件委員会による基本高水ピーク流量 $1750\text{ m}^3/\text{秒}$ の算定過程は、上記のとおりである。

しかしながら、以下に述べるように、この数値は著しく過大であると言わざるをえない。

(2) 平成9年度通達による河川砂防技術基準（以下「旧基準」という。）との比較

上記①ないし⑥の算定方式は、新基準に基づくものであるが、同通達がなされる前の平成9年度通達による旧基準では、異なる算定方式が採用されていた。すなわち、複数の基本高水ピーク流量の中から、カバー率50%程度以上を基準として、採用する基本高水ピーク流量を決していたものである（旧基準第2章2.6.1）。

これを本件に当てはめてみれば、33個の計画流量のカバー率50%となる数値は $1043\text{ m}^3/\text{秒}$ であり、24個の計画流量のカバー率50%となる数値は $946\text{ m}^3/\text{秒}$ となる。建設予定の辰巳ダムにより犀川大橋基準地点で調節管理可能な計画流量は約 $310\text{ m}^3/\text{秒}$ とされていることからすると、基本高水ピーク流量 $1750\text{ m}^3/\text{秒}$ と上記 $1043\text{ m}^3/\text{秒}$ との差 $707\text{ m}^3/\text{秒}$ 、及び上記 $946\text{ m}^3/\text{秒}$ との差 $804\text{ m}^3/\text{秒}$ は、辰巳ダム約2.3個から3個分にも相当し、その差が著しいこと明白である。

旧基準がこのような方式を採用していた趣旨は、降雨量と河川流量とは異なる概念であることから、100年確率の計画降雨量から必ずしも正確に100年確率の計画流量が算定できるとは限らないため、統計的手法により最も正確な数値を算定しようとしたことにある。

このように、旧基準による算定方式も合理性を有する以上、旧基準により算出された数値との差異を看過することはできない。

特に新基準においては、サンプルデータのうち最大値を基本高水ピーク流量として採用するとされていることから、旧基準と異なり、現実の河川流量とは大きく異なる数値が算出される蓋然性が高い。そのため、新基準では、現実の

河川流量などに基づいて検証することが求められているのである。

(3) 過去の洪水記録との比較

金沢市内における過去100年間の大洪水は、大正11年の大橋陥没洪水、昭和8年の前線豪雨、昭和36年の第二室戸台風、及び平成10年の台風7号であり、犀川大橋基準地点の洪水量は、昭和8年の前線豪雨930 $\text{m}^3/\text{秒}$ 、第二室戸台風は700 \pm 50 $\text{m}^3/\text{秒}$ 、平成10年台風7号864 $\text{m}^3/\text{秒}$ である。大正11年の洪水量は不確かであるが、昭和8年洪水よりも小さいと評価されており、20世紀の最大規模の洪水は昭和8年の洪水930 $\text{m}^3/\text{秒}$ である。

基本高水ピーク流量1750 $\text{m}^3/\text{秒}$ と昭和8年の洪水930 $\text{m}^3/\text{秒}$ との差820 $\text{m}^3/\text{秒}$ は辰巳ダム約2.6個分にも相当し、その差が著しいこと明白である。

(4) 過去の流量記録との比較

更に、石川県は、昭和53年から本件基本方針が作成された平成16年までの間、27年間分の犀川流量記録を保持していたものであり、この流量記録を基礎に基本高水ピーク流量を算定すると、犀川大橋基準地点における基本高水ピーク流量は742ないし1008 $\text{m}^3/\text{秒}$ となる。

基本高水ピーク流量1750 $\text{m}^3/\text{秒}$ との差742ないし1008 $\text{m}^3/\text{秒}$ は、辰巳ダム約2.4個ないし3.3個分にも相当し、その差が著しいこと明白である。

(5) 選出した他の23個のデータとの比較

本件委員会は、33個の計画降雨波形を選出して、そのうち地域分布や時間分布が異常なものを棄却して、合計24個の基本高水ピーク流量を選出している。そして、この24個のデータの最大値1741 $\text{m}^3/\text{秒}$ から、1750 $\text{m}^3/\text{秒}$ という基本高水ピーク流量を算出した。

これら24個のデータのうち、最大値は1741 $\text{m}^3/\text{秒}$ であるが、次順位は1312 $\text{m}^3/\text{秒}$ であり、その差は429 $\text{m}^3/\text{秒}$ と著しい。更に、1000 $\text{m}^3/\text{秒}$

秒を超える9個のデータのうち8個は1000^m³/秒台から1300^m³/秒台の幅の中に、集中しているのである。

採用された1741^m³/秒という数値が異常であることは明らかであり、この数値を異常値として棄却した上で、残り23個のデータで考えれば、本件で採用されるべき最大値は1312^m³/秒となる。

(6) 小括

以上のように、旧基準をもとに算出される数値、過去100年の洪水記録、過去の流量記録をもとに算出される数値などの他のデータによれば、犀川大橋基準地点において想定される基本高水ピーク流量は、最も大きく見積もっても、1300^m³/秒程度である。本件事業認定で想定された基本高水ピーク流量1750^m³/秒が著しく過大であることは明白である。

仮に、基本高水ピーク流量を1300^m³/秒とすると、既存の犀川ダム（昭和40年度完成）及び内川ダム（昭和49年度完成）で想定されている基本高水ピーク流量は1600^m³/秒であるから、上記2つのダムのみによって十分に対応可能である。

従って、洪水対策として辰巳ダムの建設は全く不要である。

4 基本高水ピーク流量の算定時に流量確率等による検証を懈怠していること

(1) 処分庁は基本高水ピーク流量の算定につき検証義務を負うこと

ア そもそも、治水の基本は、河川計画の基準となる地点において洪水調節なしで発生する最大流量を意味する「基本高水ピーク流量」を決定することにある。決定された基本高水ピーク流量の値により、ダム建設の要否及び建設ダムの規模等の重要事項が決定されることから、その値は特に慎重を期して適正に決せられるべきものである。

イ 本件事業認定において想定されている基本高水ピーク流量は、平成16年7月に作成された本件基本方針及び平成17年3月に作成された本件整備計画に基づくものである。河川整備計画の作成基準については、平成16年3

月30日に国土交通省河川局長から各都道府県へ新基準が通知されているから、本件委員会は新基準により本件基本方針及び本件整備計画を作成すべき職務上の責務を負っていたものである。

新基準は、「流量観測データが十分蓄積されているような場合には、流量確率を用いること「により、基本高水のピーク流量を検証すること・・・が必要である」旨定めており（新基準第2章2.7.1）、流量確率の算定等により基本高水ピーク流量の検証を行うべきことを規定している。

新基準は、旧基準と異なり、50%カバー率といういわば中間値を採用する旨を規定していないため、新基準に基づいて算定された基本高水ピーク流量が何ら現実的根拠を持たない過大なものとなる危険性がある。そのため、新基準は現実との乖離を防止するため、上記検証を求めているものである。

ウ また、法第22条に基づく意見聴取において、本件委員会の委員でもある辻本哲郎委員は、「多くの一般水系での基本高水ピーク流量について・・・審議するとき、こうした（雨量確率を基本として流出解析の）手順で求められた計算値を流量確率、既往最大流量、あるいは歴史的洪水、更には可能な最大流量（湿潤状態での流出）などと比較して、とくに逸脱していないこと（通常はその幅に収まること）を説明することを求めている」旨述べており、上記検証の義務は広く行政機関に周知されていたことは明らかである。

エ 上記3で述べたように、基本高水ピーク流量 $1750\text{ m}^3/\text{秒}$ という数値は、100年確率で起こる洪水の流量としては著しく過大である。

オ このように、基本高水ピーク流量は本件事業認定における中核的な数値として位置づけられること、新基準により検証の義務が新設されていること、本件事業認定時において検証の義務が広く行政機関に周知されていたこと、及び本件整備計画において想定された基本高水ピーク流量 $1750\text{ m}^3/\text{秒}$ が著しく過大であることに鑑みれば、処分庁は、本件事業において想定した基本高水ピーク流量について、流量確率、既往最大流量、あるいは歴史的洪水

などと比較検証する義務を負っていたことは明らかとすべきである。

(2) 処分庁の検証義務違反

ア 上述のように、石川県は、昭和53年から平成16年までの間、27年間の犀川流量記録を保持していたのであるから、本件委員会は、この流量記録をもとに基本高水ピーク流量を算定し、基本高水ピーク流量1750 m³/秒の合理性について検証することは十分可能であったのである。

それにもかかわらず、本件委員会は流量確率などによる検証を行わず、漫然と基本高水ピーク流量1750 m³/秒と定め、上記検証義務に違背したものである。

前出の辻本委員は、上記意見聴取において「当時専門家としても、こうしたいくつかの視点からの妥当性を提示することを求めたが、流量観測資料の不備などからそれが不能であると説明を受けた」と述べており、本件委員会が、基本高水ピーク流量について何ら検証を行っていないことは明らかである。

イ このように、本件事業認定の根拠となった本件基本方針及び本件整備計画の作成において、本件委員会が上記検証を行っておらず、重大な過誤が認められる以上、処分庁は、本件基本方針及び整備計画のみを資料として基本高水ピーク流量を妥当と認定することは許されない。

本件事業認定が行われた平成19年11月28日の時点においては、石川県は既に30年分の流量記録を保持していたのであるから、処分庁は、本件事業認定に際して、30年分の流量記録に基づき流量確率による検証を行うべき義務を負っていたものである。それにもかかわらず、処分庁は、流量確率などによる検証を怠り、漫然と基本高水ピーク流量1750 m³/秒を妥当と認定したものである。

(3) 小括

このように、処分庁の裁量判断の方法ないしその過程には、上記検証義務の

懈怠という重大な過誤が認められる。

5 内水被害対策について

(1) 内水被害とは、洪水等により河川の水位が上昇した場合に、通常であれば河川に流れ込んでいた川や水路の水が排出できなくなり、溢れることで生じる浸水被害をいう。

(2) 辰巳ダムは、いわゆる「穴あきダム」として建設される計画である。計画では、上段に1穴、下段に2穴設けられて、この下段の2穴から、ダムに降り注いだ雨が、常時流れていくことになる。

「穴あきダム」の構造上、小洪水が発生した場合であっても、ダムに降り注いだ雨は、ダムの穴からそのまま流れてしてしまうため、犀川の水位が低下する効果は期待できない。

平成18年7月19日の件（犀川下流で特別警戒水位を超え避難勧告が発令された事例）を参考にすれば、この時の下菊橋測水所（犀川大橋基準地点）では270 m³/秒という数値が観測された。これは既存の犀川ダム及び内川ダムの洪水調節をほとんど行わない流量である。両ダムに「穴あきダム」である辰巳ダムを加えても、河川水位低下の効果を何ら期待できず、辰巳ダムを建設したところで同様の内水被害が発生することは当然に予想される。

(3) そもそも、内水対策の方法としてダム建設に多くを期待すること自体が不合理である。そのことは、既に、犀川には、治水ダムとして犀川ダムと内川ダムの2つが建設されているにもかかわらず、内水被害が生じていることが何よりの証左である。

仮に、辰巳ダムに降り注いだ雨をすべてダム内に貯水するとしても、辰巳ダムは犀川上流に存在するため、ダム地点から下流に位置する河川の降雨量を調節することはできず、犀川下流にて増水する結果を招くことは容易に想定できる。

内水被害を防止するためには、内水を排除するポンプ設備の設置あるいは排

水能力の拡張の方法，もしくは河川沿岸の土地を嵩上げする方法によるべきであり，内水被害対策としてダム建設を位置づけること自体が不合理である。

6 結論

- (1) 処分庁が認定した基本高水ピーク量 $1750\text{ m}^3/\text{秒}$ という数値は，他のデータと比較して著しく過大であり，他のデータから算出される数値をもとにすれば，洪水対策としての辰巳ダムは不要である。

また，現実の河川流量と比して過大な数値が算定される危険性のある新基準の適用においては，流量確率など実測データに基づく検証が要求されている。かかる実測データは，事業認定申請時でも29年分，現在では30年分も存在しており，検証は十分可能であった。それにもかかわらず，処分庁は何ら検証を行うことなく， $1750\text{ m}^3/\text{秒}$ という数値を基本高水ピーク流量と算定したものである。

従って，本件事業認定は，基本高水ピーク流量の算定にあたって，当然尽くすべき考慮を尽くさなかった，もしくは，過大に評価すべきでない事項を過大に評価したものとして違法である。のみならず，基本高水ピーク流量という本件事業計画において最も重要な数値が，他のデータから算出される数値と比べ，著しく過大な $1750\text{ m}^3/\text{秒}$ と算定していることは，本件事業認定の基礎とされた重要な事実と誤認があるということであり，重要な事実の基礎を欠くこととなる場合に該当する。

よって，本件処分は裁量権を逸脱，濫用したものとして明らかに違法である。

- (2) 内水被害対策については，そもそも本件事業認定の理由としてとりあげることで自体が不合理と言うべきである。

従って，この点において，本来重視すべきでない事項を過大に評価した本件処分は，裁量権を逸脱，濫用したものとして違法である。

第8 利水目的について

1 事業認定理由とその誤り

(1) 本件処分は、本件ダム建設の目的は、①洪水調節と②流水の正常な機能の維持（利水）であり、②について、「概ね10年に1回程度発生する渇水時においても、既得用水の安定的な取水や動植物の生息環境の保全等の流水の正常な機能を維持するため、整備計画では、既存の犀川ダム、内川ダムにおいて貯水容量配分の再編成を行い、本件事業を含めた3ダムの連携運用を行うことにより、基準地点犀川大橋において1月及び2月は概ね0.45 m³/秒、その他の期間は概ね1.19 m³/秒の流量を確保することとしている。」と述べて、これが見られる公共の利益であるとしている。

(2) しかし、以下に述べるとおり、渇水対策としてはダム建設以外のより合理的な方法があるのであるから、渇水対策効果をダム建設の目的として合理化することは誤りである。

2 渇水状況について

(1) 石川県の事業計画等によると、犀川大橋基準点下流の区間で毎年のように水量がゼロとなり、川が干上がることが常態になっており、特に、平成6年の夏は6月から9月にかけて約4ヶ月間水量がほとんどゼロであった、近年では、昭和60年、昭和58年、昭和53年、昭和48年などが渇水年であり、上水の給水制限や農業用水の取水制限などが発生した、と説明する。

(2) しかし、上記のような事実がありながら、実際には、当時、犀川ダム及び内川ダムで開発された工業用水、上水道用水、かんがい用水は、すべて水余り状態であった。すなわち、犀川ダムで開発した工業用水0.46 m³/秒は、40年間一滴も利用していない。犀川ダム及び内川ダムで開発された上水道用水2.52 m³/秒のうち、使用されているのは、1.11 m³/秒程度である。かんがい用水は、従来約6 m³/秒使用していたが、平成15年の実態をふまえた県の見直しでは、3.71 m³/秒であり、約2 m³/秒の余剰が発生している。余剰を合計すれば約4 m³/秒にもなる。

また、過去70年間の最大級の渇水である平成6年（県の解析では1/30

確率) 時においても、犀川ダムも内川ダムも空にはならなかった。最も少なくなった時点のダム貯水量は両ダムあわせて282万 m^3 (全利水ダム貯水量1225万 m^3 の23%) であった。かんがい被害はほとんどなく、上水の給水制限もなかった。

- (3) それにもかかわらず、石川県の事業計画は、干上がった川に河川維持流量1.19 m^3 /秒を確保するために辰巳ダムが必要だと主張する。

しかし、以下に検証するとおり、全く理由はない。

3 本件事業計画についての検証

- (1) 犀川の水利用のない段階から、順を追って水の流れを模式的に表したものが図W1である。また、水利用を自然流量+開発流量と需要流量に分けて経時的に比較したものが図W2である。

図①の水利用のない自然状態の段階において、犀川大橋基準地点の自然流量は、どれほどだろうか。

一般的に、渇水時の流量は「渇水流量」として表現されるが、「1年を通じて355日はこれを下まわらない水量」であり、年間10日はこれより少なくなる。石川県の「報告書」のデータをもとに犀川大橋基準点の渇水量を計算すると次のようになる。

30年間の平均渇水時流量 3.48 m^3 /秒

1/10確率渇水時流量時 2.16 m^3 /秒

平均渇水時流量3.48 m^3 /秒をかんがい用水として水利用できる限界の流量と考えてよいだろう。河川法以前の慣行水利権量を合計するとほぼ一致する。

図②の犀川ダム建設以前の全量をかんがい利用していた当時の7月から8月にかけての渇水時のかんがい用水量は5.65~6.05 m^3 /秒である。これをかんがい補水ポンプ20ヶ所の揚水1.86 m^3 /秒と、平均渇水量3.48 m^3 /秒を加えると5.34 m^3 /秒となり、平均渇水量に対する不足量は補水ポンプでほぼまかなうことはできたが、1/10確率の渇水に対しては番水など

の流量調整をしても水不足に悩まされることになることは明らかである。

図③の犀川ダム、内川ダムが建設された後の、犀川ダムで開発された流量は $1.63 \text{ m}^3/\text{秒}$ 、内川ダムで開発された流量は $1.39 \text{ m}^3/\text{秒}$ 、合計 $3.02 \text{ m}^3/\text{秒}$ である。犀川の自然流量 $3.966 \text{ m}^3/\text{秒}$ （ダムの貯水容量による流量均等化効果により底上げされた数値）を加えると $6.98 \text{ m}^3/\text{秒}$ となる。

かんがい用水 $5.65 \sim 6.05 \text{ m}^3/\text{秒}$ （見直し前）の場合の犀川における水需要量は、上水道用水 $1.11 \text{ m}^3/\text{秒}$ を加えた合計 $6.76 \sim 7.16 \text{ m}^3/\text{秒}$ である。水需要量は自然流量に開発流量を加えた流量にほぼ一致する。全量利用され、確かに犀川大橋基準点下流で水はなくなる。

- (2) ところが、石川県は、平成15年に、かんがい用水を農地減少の実態にあわせて見直した。それによると、かんがい用水は $3.71 \text{ m}^3/\text{秒}$ に減った。しかし、上水についても需要が $1.11 \text{ m}^3/\text{秒}$ のまま増加していないにもかかわらず、県は従来の $2.52 \text{ m}^3/\text{秒}$ を見直さなかった。しかし、実際の上水の水利用は $1.11 \text{ m}^3/\text{秒}$ であり、将来とも大きくなる兆候はない。

従って、この上水の余剰分を活用すれば、河川維持流量 $1.19 \text{ m}^3/\text{秒}$ を確保することができる。正しくは、現実には河川維持流量が確保されている。なぜなら、かんがい用水、上水、河川維持流量をあわせると $6.01 \text{ m}^3/\text{秒}$ であり、これに対して、自然流量を加えた開発済み流量は $6.98 \text{ m}^3/\text{秒}$ あるからである。

よって、渇水対策のために辰巳ダムを作る必要はない。

4 渇水になる根本原因と対策

- (1) 以上のとおり、既に河川維持流量が確保されているにもかかわらず、現実には、犀川大橋地点の下流で川の干上がりが生じている。その根本原因は次の理由による。

ダムは下流での使用の如何にかかわらず、決められた量をダム操作規則に基づいて放流している。自然流量を含めて $6.98 \text{ m}^3/\text{秒}$ が流れており、うち利

用されているのは上水 $1.11\text{ m}^3/\text{秒}$ 、残りの $5.87\text{ m}^3/\text{秒}$ は下流へ流れる。流れる水にかんがい用水、上水、工水の区別はない。下流の各かんがい用水取水地点では決められた量を正確にコントロールして取水しているわけではなく、最大取水量の約 $8\text{ m}^3/\text{秒}$ まで、川に流水があれば自然にかんがい用水路へ流れ込んでいく。上水、工水の余剰分で河川維持流量が確保されていながら、下流へ流れていかないため干上がるのである。

- (2) 図④のとおり、現状でも $0.97\text{ m}^3/\text{秒}$ の余剰があり、かんがい用水の取水を計画どおりに制限すれば辰巳ダムで新たに水を開発する必要はないのである。

更に、役目を終えたかんがい用水を川へ戻せば、水流が回復する。

従来、犀川の自然流水は全量、かんがいに利用されていたので、夏場、犀川大橋下流は流水がなくなり、枯れるのが常態であった。農地の面積が減少し、不要になったかんがい用水を河川に戻せば、再び、河川流水が回復する。

犀川の場合、犀川の下流に田を約 1800 ha 開発して夏場の渇水となる8月においても、約 $6\text{ m}^3/\text{秒}$ のかんがい水利用をしてきた。市街地化の進行にともない、田が宅地に変わり、かんがい面積は約 600 ha に減少した。田が市街地に変われば、水のかんがい利用の役目は終わり、また、川へ戻されるのが自然のなりゆきである。これによって徐々にもとの河川が復元されるのである。

夏場の渇水対策としては、最も自然にやさしくかつ費用のかからない方策である。

以上のとおり、渇水対策のためにはダム建設は不要である。

5 河川維持流量・環境用水の利水安全度 $1/10$ は過剰であること

河川維持流量 $1.19\text{ m}^3/\text{秒}$ 、用水路の環境用水 $1.79\text{ m}^3/\text{秒}$ をあわせると、計 $2.98\text{ m}^3/\text{秒}$ となる。30年間の平均渇水時流量は $3.48\text{ m}^3/\text{秒}$ であるが、 $1/10$ 確率の渇水時流量は $2.16\text{ m}^3/\text{秒}$ であり、環境用水と河川維持流量を確保することは厳しいという結果になる。確保するにはダムによる水開発が必要

ということになる。

しかし、犀川の場合、降雨も多く、流域の森林も保全されており、流水の豊富な河川である。このような川で河川維持用水や環境用水を確保するために、ダムが必要ということになれば、目標値が高すぎると言わざるをえない。

犀川の河川維持流量 $1.19 \text{ m}^3/\text{秒}$ 、用水路の環境用水 $1.79 \text{ m}^3/\text{秒}$ は、動植物の生息環境の整備や景観を理由に決めた数値である。住民の生活に直接悪影響を及ぼすようなものでない。上水やかんがい用水のように住民の生活に悪影響が直接及ぶような利水と同じように、利水安全度を $1/10$ と決めるのは過剰である。 $1/10$ 確率の渇水の時にも用水路の環境用水や河川維持用水の確保をする必要性や緊急性は少ないと言わなければならない。

6 ダム依存計画の誤り

そもそも、ダムによって河川維持流量を確保し、環境用水を開発するとの発想は、根本的に誤りである。

すなわち、河川維持流量や用水路の環境用水は環境改善あるいは環境回復のためのもので、仮にこのための必要水量をダムで開発することになれば自己矛盾である。ダムで上流の自然環境を破壊して、下流の自然環境を復活させることを意味するからである。

河川維持流量を確保し、河川環境を整備、改善して達成を目指すところは、元の姿の川とは関係なく人工の川を造ることではない。元の自然の川の復元であるはずである。河川維持流量や環境水は自然流水の範囲内で行うべきである。

一方、用水路は人工的に造られたものであり、年間を通じて用水を確保し、景観や動植物の生息環境の改善をするために、人工的に確保した水を使うことは論理的に矛盾しないだろう。しかし、その必要性、緊急性から勘案して、ダムを築造してまで開発するべきものではない。水利用の余剰を活用して実現するべきものである。

7 結論

渇水対策のために辰巳ダムを建設する必要はなく、また、石川県は、前述のようなほとんど費用のかからない方法で容易に渇水を防止できるのに、その代替案の検討をするなど尽くすべき検討を尽くしていない。

よって、本件処分は裁量権を逸脱、濫用するものであって違法である。

第9 超大規模地すべり地の存在について

1 事業認定理由とその誤り

- (1) 処分庁の事業認定書においては、本件事業計画の合理性の検討（「第4 事業の認定をした理由」の3(3)）において

「申請案は、・・・他の8案と比較して支障となる人家等の家屋がほとんどなく、水没する農地も少ないことから周辺住民に対する影響が小さいこと、・・・事業費が最も廉価であり、経済的にも優れていることなどの理由から、・・・最も合理的であると認められる。」

「上流貯水池左岸に存する超大規模地すべり性地形への対応について、他の2案はアンカー工等の対策工が必要と判断されたが、申請案は末端部の小規模崩落等の処理のみでよく、対策工は不要と判断されたこと・・・などから、最も合理的であると認められる。」

としている。

- (2) しかしながら、上記事業認定理由については、以下に述べるとおり何ら根拠がない。

2 超大規模地すべり地の存在

辰巳ダム貯水池のほぼ中央の左岸に接する鴛原地区には、石川県の地質調査報告書において「L3」と表記されている超大規模地すべり地（以下「本件地すべり地」という。）が存在する。本件地すべり地の土塊の量は525万 m^3 あり、地すべり地の規模を示す基準においては、「超大規模」に分類され（土塊の量が200万 m^3 以上で「超大規模」に分類される。）、その量は辰巳ダムの洪水調節容量580万 m^3 にほぼ匹敵する大規模なものである。

3 末端部における地すべり発生の危険

本件地すべり地においては、本件ダム湛水に伴い、少なくともその末端部分において地すべりが発生する可能性が極めて高い。

すなわち、一般的にダム湛水に伴っては、降雨や河川の浸食などの原因に加え、以下の現象が単独ないしは複合して原因となって、地すべりを誘発する危険性が高まるものとされる。

- ① 地すべり地の土塊の水没による浮力の発生
- ② 貯水位の急速な下降による残留間隙水圧の発生
- ③ 水没による地すべり土塊内の地下水位の上昇
- ④ 水際斜面の侵食・崩壊による受働部分の押え荷重の現象

そして、本件地すべり地においても、上記を原因として、少なくとも末端部分における地すべりが発生する可能性が極めて高い。これは、石川県が作成した「平成16年度犀川総合開発事業辰巳ダム建設 ダム基本設計資料作成業務委託報告書」に、「ただし、L3については規模が大きいことから、末端地すべりの可能性について今後詳細な調査・検討を行う予定である。」と記載されていることから明白である。

また、本件地すべり地の末端には北陸電力の送電線の鉄塔が建っており、その基礎部分において土砂崩落が進んでいることが現在確認されているが、この土砂崩落が地すべりを誘発することも十分に考えられる。

4 対策工の必要性及びその費用

以上のとおり、本件地すべり地においては、末端部分における地すべり発生の危険性が十分に認められる。仮に、その危険性が確認された場合は、鋼製アンカーによる抑止工などの方法により、地すべり対策工をとることが必要不可欠となり、本件事業計画の合理性の検討にあたっては、対策工の必要性を前提とした上で、それにかかる費用も盛り込んで、その合理性を検討すべきである。

そして、その対策工の費用としては、莫大な出費が見込まれる。現に奈良県の

大滝ダム の例によれば、当初の総事業費予算は約230億円だったものが、6回もの予算変更を経て地すべり対策工費だけで約720億円の出費を余儀なくされている。

ところが、本件事業にあつては、地すべり対策にかかる費用を計上したうえで、計画の合理性を検討していない。「事業費が最も廉価であり、経済的にも優れていることなどの理由から、・・・最も合理的であると認められる。」とは到底認められないのである。

5 事業計画の検討

(1) この点について、事業計画書においては「末端部の小規模崩落等の処理のみでよく、対策工は不要と判断された」とあるとおり、法面对策については対策工の必要性及びその費用を盛り込んであるものの、本件地すべり地の末端部分における地すべり対策の必要性及びそれにかかる費用については何ら検討されていない。

(2) すなわち、石川県が作成した上記「犀川総合開発事業辰巳ダム建設 ダム基本設計資料作成業務委託報告書」において「L3については安全率低下が0.05未満であることから、原則として対策工の必要はない」とされている。

ここにいう「安全率低下」とは、地すべりブロックの安定性の低下率のことであり、安定性とは、ブロックが地滑りを起こす危険性のことであり、ブロックの滑動力Dと抵抗力Rの比（R/D比）によって評価される（その計算方法は、要約すると、分割片の重量、すべり面の長さ等を解析して得られることとなる。）。

すなわち、「安全率低下」とは、各時点における地すべりブロックのR/D比を算出し、その値の低下率によって導かれる。本件においては、具体的には、本件地すべり地内の①断面及び⑥断面において、それぞれ現状（湛水前）におけるR/D比、サーチャージ水位（湛水時）におけるR/D比、及び水位急低下時におけるR/D比を解析している。

そして、その安全率の低下を測定した結果、安全率の低下が、地すべり発生の可能性が低く対策工の必要がないとされる0.05未満と認められたとしている。

- (3) しかしながら、仮に上記調査結果があるとしても、本件地すべり地の末端部分において地すべり発生の危険性がないとは到底言えない。

すなわち、上記調査において、石川県は本件地すべり地の全体を「L3」とし、そのうち先端部の一部をL3-1とし、それ以外の部分をL3-2として分割した上で、L3-2全体を対象とした安全率低下の解析は行っているものの、本件地すべり地の末端部分における安全率低下の調査はほとんど行っていない。

一般的に、末端部分は、①水没による土塊の浮力の発生の影響が大きく、また、②土塊の重量により地すべりを抑える力が弱く、更に、③すべり面の長さが短い、すなわち地すべりを抑制する摩擦力が小さいため地すべり発生の危険性が高いとされていることに鑑みれば、地すべりの発生の可能性及び対策工の必要性の判断については、むしろ末端部分における安全率の低下について十分に調査する必要があることは火を見るより明らかであり、石川県もそのことを当然に認識していた。それにもかかわらず、石川県は末端部分での地すべり発生の危険性については調査をほとんど行っていない。

そもそも、本件においては調査・解析の対象をL3-2全体としているが、そのことに合理的な根拠はない。すなわち、本件地すべり地をL3-1とL3-2に分割すること自体に何ら合理性根拠はなく、更には、L3-2全体のみの安全率の調査・解析さえすれば足りるということにも何ら合理性は認められないのである。

にもかかわらず、石川県がL3-2全体のみの調査・解析しか行わないのは、安全率低下を0.05未満となる結果を導き出すために他ならない。すなわち、分割片が大きければ、①土塊により地すべりを抑える力が大きくなり、また、

②すべり面の長さが長くなり地すべりを抑制する摩擦力が大きくなることから、すべり面の安定性が増すのであり、結局、分割片が大きければ安全率の低下は低くなるのである。

石川県の調査・解析は、“辰巳ダム建設ありき”の考えのもと、安全率低下を0.05未満に抑えるために、L3という大きな対象を恣意的に分割し調査・解析をしたにすぎないのである。

- (4) 従って、事業計画書における「末端部の小規模崩落等の処理のみでよく、対策工は不要と判断された」という判断については、何ら根拠がないのである。この判断をそのまま受け容れ同趣旨を述べる処分庁の判断も、同様に、何ら根拠がないものである。

6 大規模地すべり発生危険性

更に、本件地すべり地においては、末端部分の地すべりのみならず、大規模地すべりが発生する危険性すら認められる。

すなわち、大規模地すべりは末端の地すべりが端緒となって発生するのであって、本件地すべり地のような末端地すべりの発生の危険が認められる場所においては、将来、より大規模な地すべりが発生する危険性が十分に認められるのである。

仮に、本件ダムが建設された後に大規模地すべりが発生した場合は、本件ダム内に土塊が流れ込み、本件ダムの穴をふさぎ、ダムとしての機能を全く失わせることとなり、本件事業を全く無意味なものとすることになる。

更には、仮にダム湛水時に土塊が崩壊しダム貯水池になだれ込めば、貯水池にある水は土塊によって押し出され、下流へと流れ出し、下流にある市街地を襲うことになる。このような災害が発生した場合、下流域に住む住民は安全な場所への避難、仮設住宅などでの不自由な生活を余儀なくされ、最悪の場合、大多数の死傷者が出ることは想像に難くない。

7 他の地すべり地の存在

更には、本件地すべり地の対岸、すなわち瀬領地区にも大規模地すべり地が存在している可能性が専門家より指摘されている。

それにもかかわらず、石川県は瀬領地区の地すべり発生の危険性について全く調査しておらず、また、学識経験者からの意見聴取もしていない。

仮に、この地区において地すべりが発生した場合は、多大な損害が生じうるのは、本件地すべり地と同様である。

8 今後の監視ないしは対策の必要性

以上のとおり、本件辰巳ダムの建設に伴っては周辺地の地すべり発生の危険性が不可避免的に伴うものである。本件ダム案は、将来にわたって地すべり発生の危険を監視し、その危険性が認められた場合には予防策を講じるという負担を今後永久に負わなければならないものであって、それには経済的な負担も含めて多くの負担がかかる。

この点からして、本件辰巳ダム案は他の代替案と比較して劣っていることは明らかと言わざるをえない。

9 手続の瑕疵

更に、本件においては地すべり災害の発生の危険性について学識経験者からの意見聴取すらされていない。

すなわち、河川法第16条の2第3項によれば、「河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において、必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。」とされているが、本件においては、地質工学専門家など学識経験者からなる「犀川水系流域委員会」の審議において、上記地すべりに対するデータは提供されず、地すべりに関する審議は全くなされていないのである。

処分庁は、このような手続の瑕疵についても類被りをしているのである。

10 結論

以上のとおり、本件処分にあたっては、超大規模地すべり地、その他の地すべ

り地の存在及び地すべり（末端部地すべり，大規模地すべり）の可能性に対する適正な考慮をするべきであるにもかかわらず，これを怠っている。すなわち，考慮すべき点を考慮しておらず，また，重要な事実につき誤認があり重要な事実の基礎を欠いている。学識経験者からの意見聴取の手續すら行われていない。

よって，本件処分は，裁量権を逸脱，濫用したものであり違法である。

第10 「穴あきダム」の問題性について

1 はじめに

本件処分にかかるダム建設事業は「穴あきダム」と呼ばれる重力式コンクリートダムの建設工事を施工するものである。そのため，本件ダムには，①およそダムというものが本来的・一般的に抱える問題点があるとともに，②「穴あきダム」独自の問題点とがある。

本件処分では，①についても，真摯に分析検討がなされた形跡がないことは既に述べてきたとおりであるが，②については，このように大規模な「穴あきダム」は前例のほとんどない特殊なダムであるにもかかわらず，全く検討がなされていない。

2 「穴あきダム」の問題点

以下，まず「穴あきダム」について一般的に指摘される問題点を述べる。

(1) 「穴あきダム」による自然調整の問題点

「穴あきダム」は，「自然放流式」と言われ，本件ダムは「河床部穴あき型」である。つまり，常時貯水せず，通常は河床部の穴から水が流れており，穴の許容する流量を超えた場合に自然に水が貯水されるシステムとなっている。

要するに，自然調整であるだけに，貯める必要のない中小洪水まで貯めてしまい，肝心の洪水で役に立たなくなる恐れがある。流木などで穴が詰まった場合に特に危険となる。

また，「穴あきダム」は，自然放流方式であるために，規模からすれば貯水容量に本来は余裕があるにもかかわらず，下流が危険なときに役に立たないとい

うこともある。幸い事なきを得たが、現実には、滋賀県の姉川ダムは、自然放流方式であるため、2004年（平成16年）の台風23号時に下流が危機的状況だったにもかかわらず所定の放流を続けてしまった。

また、「穴あきダム」は、洪水が時間間隔をおいて続発する二山洪水の場合にも欠点が露呈する。人為調整であれば意図的に大量放流して後続洪水に備えることができるが、「穴あきダム」では、自然放流式でゆるゆるとしか放流できないため、後続洪水でお手上げになりやすい。

「穴あきダム」は洪水調整能力の中途半端な欠陥ダムと言われる所以である。

(2) 流量調節への懸念（洪水被害の拡大の危険）

「穴あきダム」は穴が詰まることに伴う洪水等の危険を有する。

一般に、ダムによる洪水調節で怖いのは、大洪水で満水位を超えることである。ダムからの放流は調節状態から一気に無調節状態になり、流入量と同じ量が放流されることになる。このため下流では水位が急上昇し、「逃げ遅れ」により被害が増える恐れがある。大洪水ともなれば山崩れや土石流も発生し、思いがけない大量の土砂と流木が一挙に流れてくる。

「穴あきダム」の穴の手前に流木捕捉工や流木止め設備があっても、穴が詰まる恐れは十分ある。そうなれば、満水位を超える危険性も高くなる。

(3) 土砂についての懸念

「穴あきダム」でも洪水時には貯水型のダムと同じようにダム湖ができ、ダム湖の上流を中心に土砂が堆積する。

一般に、ダム推進者は、洪水がピークを過ぎて貯水位が下がりだすと、堆積した土砂は水と一緒に下流へと移動し、最終的には常用洪水吐から排出されるというが、すべてが排出されるわけではない。それが証拠に、穴あき型でも堆砂容量が設定されているのである。いったん堆積した土砂は極めて動かしにくく、その実例としては、静岡県佐久間ダムがある。

また、洪水が終わっても自然放流式なのでダム湖の水はゆるゆるとしか出な

いので、濁水が長引くようになる。その後の降雨ごとに草木に付着した泥が洗われて、濁水が頻発する懸念もある。

(4) 平常時での懸念

河床部穴あきダムでは、流量が少ない平常時は、流れを貯めないのが当然入出する流量は同じであるが、ダムがあるだけに流れ方は変わる。

上流からの流れは、まず流木捕捉工の隙間を通り抜け、本体の穴を通過したのち減勢池に出て、更に副ダムの隙間を通って下流へと流れていく構造となっている。副ダムの隙間は狭く、そこでの流れは速い。流れはねじ曲げられ、加速と減速が繰り返される。

流れ方が変わることによって、魚の遡上が妨げられる可能性は大きい。浮遊物が構造物に付着したり、流れの死水域に沈殿したりすることによって、景観はもちろん水質まで悪化する恐れは濃厚である。

(5) 自然環境に及ぼす影響への懸念

一般に、ダム事業者は、河床部穴あきダムは、「環境への影響が軽微である」と強調するが、実証されたことではない。影響が暴露されるのを恐れてか、調査しようとするしない。懸念材料は多いのである。事業者は、科学的な調査をしたうえで、環境への影響を明らかにすべきものであるが、そうはしていないのが現状である。

懸念材料は多々ある。まず、通常時の懸念を示す。山間部に巨大な人工構造物が存在することによって、まず景観が変わる。このこと自体は好みで評価も変わるが、そこを行き来する地上や地中の生物にとっては邪魔な壁である。空を行く鳥や昆虫も迷惑する。風や日照が遮られるとダム周辺の植生も変わるだろう。上述のように、流れ方が変わることによって魚の遡上も妨げられる恐れがある。

洪水でダム湖ができたときの懸念は極めて大きい。水没により、地中にはもちろん地上の動物でも逃げ遅れるものもいるだろう。動けない植物は悲惨である。

事業者は「植生をほぼ現状のままに保つことができる」というが、洪水時の水は濁水だけに草や木に泥が付着し、多くが枯れる恐れがある。

ダム湖が空の間に新たな草や木が生え、一見「緑」が回復したように見えることがあるかもしれない。しかし、植生が同じといえるはずがなく、生態系が保全されない可能性が大きい。

(6) 事業費及び完成までの期間への疑問

「穴あきダム」に限らず、ダムの事業費ほど曖昧なものはない。物価の上昇は別としても、設計変更などを理由に当初予算の数倍になることは珍しくない。穴あき型は、貯水型に比べて、維持費は少々安くても、建設費はほとんど変わらない。また、対照的に代替案はあえて高めに見積もられがちである。

一般に、ダムの有利さの説明に「時間軸」という表現が使われる。代替案は予算の確保が困難で、実現の見通しが見つからないが、ダムだと、事業の準備が整っているうえに、予算も確保しやすく、短期間で完成できるというのである。しかし、構想時から数えれば、ダムほど時間がかかるものはない。

「穴あきダム」は、常用洪水吐にゲートをつければ、簡単に普通の貯水・調節型に早変わりする。まさか事業者はそれを計算に入れているとは一応信じたくはないが、茨城県の藤井ダムや島根県の笹倉ダムのように、穴あき型を貯水型に改造した例もある。

3 辰巳ダムの問題点

(1) 「穴あきダム」の問題点が当てはまること

上記2で指摘した「穴あきダム」の問題点は、基本的に、辰巳ダムにもほぼそのまま当てはまる。

「穴あきダム」は、溪流や小河川などの小規模のダムとしてはともかく、本件ダムの規模のものとしては、ほとんど実績がない。実験段階のものであり、確立された技術に依拠するものではない。

流木、流砂により辰巳ダムの「穴」が詰まる危険性があり、その場合にダム

の治水・洪水調節機能は失われる。リスクを回避するための施設が、リスクを高める施設になり兼ねない。

他方、自然環境面のマイナス要素も大きい。

そのようなダムに240億円を費やすことになるのである。

(2) 辰巳ダムの「穴」が閉塞してしまう危険性

辰巳ダムの穴（常用洪水吐）は、下段の河床部が2穴（縦横各2.9m）、上段が1穴（縦横各4.5m）ある。この小さな穴、ことに下段の2穴は、根や枝葉の付いた、穴の大きさの何倍もある流木が大量に流れ込めば、穴は必ず閉塞する。洪水時には流木と流砂が同時に流れ込む状況が想定され、そうなれば容易に閉塞する。上流の急傾斜面で山地崩壊が発生した場合は更に容易に閉塞する。

この辰巳ダムの「穴」が閉塞してしまう危険性に関して、石川県は水理模型実験を行った結果、閉塞しないとしている。しかし、上記実験結果は、閉塞の危険性のないことを示すものでは決してない。

すなわち、上記実験は、①流木の量と形状を犀川での実態調査に基づいて設定したのではないこと、②流木と流砂を同時に流しておらず、実際の洪水時の想定となっていないこと、③上流での山地崩壊時を想定していないことなどの問題点が多々あり、極めて不十分な実験であり、穴の閉塞の危険性がないことを何ら示していない。

4 結論

上記問題点の中で、2(3)の「土砂についての懸念」、2(4)の「平常時での懸念」、2(5)の「自然環境に及ぼす影響への懸念」は、法第20条第3号適合性の判断に際して問題とされる「得られる公共の利益」と「失われる利益」との比較考量の際に、「失われる利益」の要素として考慮されなければならない事項である。

他方、2(1)の「穴あきダムによる自然調整の問題点」や2(2)の「流量調節への懸念（洪水被害の拡大の危険）」は、治水目的のために造るはずの施設が治水上

かえってマイナスを生み出すという逆効果を生じ得ることをも意味し、「得られる公共の利益」が決して石川県が言うほど大きくはないことを意味するのみならず、かえって公共の安全が害されるという、「失われる利益」の観点でも問題となる面が指摘できる。

このように、本件処分は本来考慮すべき事項を考慮しておらず、そのため、その基礎とされた重要な事実には誤認があるのであって、裁量権の範囲を逸脱し又は濫用したものとして明らかに違法である。

第11 代替案の検討について

1 はじめに

石川県は、事業計画において、治水対策として本件辰巳ダム案（以下「本案」ともいう。）を含めた9案を比較検討し、辰巳ダム案が最良と結論づけているところ、本件処分もそれを受け容れて、辰巳ダム案が最も合理的であるとする。

しかし、例えば事業費が3000億円近い放水路案を出すなどしており、実は事業認定申請書の辰巳ダム案以外の8案（以下「代替案」という。）は、結論的に本案を通すため、こと更に、本案よりも劣ると説明し易いものを集めてきて検討していると思われるのである。

比較の際に考慮されている事項は、経済性、周辺住民への影響等であるが、先述した各問題点については全く、あるいは不十分にしか検討されていないのである。

このような、“はじめに結論ありき”の代替案の検討で足りるとすること自体が根本的に誤っているのである。

2 代替案の検討

以下、石川県の指摘する代替案について、各論的な問題点を検討する。

(1) 代替8案

起業者が指摘する代替8案は、遊水池案、放水路案、河道改修案の3種類の案に大別することができる。

遊水池案は、河川の近辺に広大な未利用地があれば効果的であるが、犀川は周辺で土地利用が進んでいるので不利であることは容易に想像できる。起業者の案を一言でいえば、内川との合流点付近に浅いダムを造ることである。主として田畑として利用されているので一時的な湛水は可能であるが、広大な面積を要するので周辺住民への影響も少なくはなく、ダム案に比較して劣るのは明らかである。また、放水路案は千億円を超え、一桁大きい費用を要するため、比較してもあまり意味のない案である。

従って、比較検討に値するのは、河道改修案の4つの案だけである（A案からD案）。

(2) 河道改修案について

4つの河道改修案について、石川県が依頼した「犀川辰巳治水ダム建設事業貯水池容量検討業務委託報告書」（2006-12, (株)アイ・エヌ・エー）により、各案の内訳（事業費総括表）を一覧にしたのが次の表である。

表一河道改修案

単位：億円

番号	区間	延長 (m)	A	B	C	D
			寺町側引 堤	片町側引 堤	高水敷掘 削	河床掘削
1	河口～伏見川合流点	4,100	112	112	112	112
2	伏見川合流点～示野中橋	1,000	7	7	7	7
3	示野中橋～大豆田大橋	1,550	0	0	0	1
4	大豆田大橋～JR橋	600	6	6	6	7
5	JR橋～新橋	950	8	8	8	8
6	新橋～下菊橋	1,600	434	872	470	89
7	下菊橋～鞍月用水堰	800	53	53	53	53

これを見ると、区間6の費用が大きく他案と相違しているが、他の区間はほとんど同じであり、区間1を除いて比較的少額である。区間1と6が、この比較検討の要点であることが分かる。

(3) 河道改修案の改修区間ごとの検討

ア 区間6：新橋～下菊橋について

この区間は、昭和47年から昭和53年にかけて、流下能力を $1230\text{ m}^3/\text{秒}$ で河川改修された区間である。 $1230\text{ m}^3/\text{秒}$ を目途に改修はされているが、川幅の広い所、狭い所など形状が一樣ではなく、流下能力の過不足がある。

石川県の案は、流下能力が一律 $1230\text{ m}^3/\text{秒}$ とし、辰巳ダム未調節流量 $1540\text{ m}^3/\text{秒}$ との差 $310\text{ m}^3/\text{秒}$ が不足するものとして、川の拡幅や河床の切り下げを検討している。仮に、全く改修しないとして、県の作成した資料に基づき犀川の各地点における流下能力を前提としてどの程度の水位が上昇するかを確認してみると、一部区間で $32\sim 39\text{ cm}$ にしかない。

また、この水位上昇が堤防の天端近くで発生するのは、ハイドログラフ（流出量曲線）から判断すると、2時間弱のことであり、かつ、概ね100年に1回程度の頻度にしかすぎない。もっとも、この区間の堤防高は1mの余裕があるので、計算上は堤防から溢れないことが明らかである。ただ、堤防で水防活動することなどの理由で1mの余裕高が必要であるとしよう。従って、余裕高が1mを切るような部分において不足分は堤防を高くする必要があるが、不足高に相当する分を補うコンクリート壁を設置することで対応可能である（河川管理施設等構造令では「特殊堤（通称、パラペット）」として規定されている。実際に、犀川、浅野川では、市街地に接して数キロにわたり設置されている。）。この場合、約100mの区間で 40 cm 弱の壁を設置すればよいので工事費は数千万円で済む。

付言するならば、施設を造るハード対策ではなく、維持管理で対応するソ

フト対策も考えられる。すなわち、概ね100年に1回の事態に周辺住民が土嚢を積むような対策であっても対応は可能である。その場合は、土嚢を保管しておくような施設が必要となるが、現在の水防活動の範囲内とすれば、費用はゼロと考えてよい。

このコンクリート壁案は、目的を達成するために最も簡単な方法で技術的にも問題ないので、以下、これをA～Dの4案に加えてE案とする。

イ 区間1：河口～伏見川合流点について

石川県の説明では、辰巳ダムによる未調節を前提とすると、犀川大橋地点で $310\text{ m}^3/\text{秒}$ 増える事態では、区間1では河床掘削も高水敷の除去もできないので、川幅を16m広げる方法しかないと断定している。現在進行中の下流部の改修が終われば、 $2100\text{ m}^3/\text{秒}$ の流下能力となるが、犀川大橋地点で増えた $310\text{ m}^3/\text{秒}$ を流すことができずに溢れると説明する。

ところが、犀川の特長として、下流部はゆるやかな流れとなっており、河床には砂が堆積している。上流部の砂礫などの転がっている区間に比較してかなり抵抗が少なく、流れやすい。この流れやすさを表すものが、「粗度係数」といわれるものである。犀川の計画では、中流から下流にかけて、0.03という数値を採用しているので、下流部ではかなり余裕がある。

現況の流下能力を検討した石川県の依拠する「平成15年度広域基幹河川改修工事（設計）業務委託（その4）報告書」（2005-3、（株）アイ・エヌ・エー）によれば、下流の粗度係数について、代表的な断面を分解してより正確な合成粗度係数を求めている。河口～安原川合流点で、合成粗度係数は0.026であり、安原川合流点～伏見川合流点で0.025である（注：この数値は現況ではあるが、改修が完了した場合、川幅が広がり、粗度の小さい河床部が広がるので、合成粗度係数はより小さくなる。）。

河川改修後の河道に現況の合成粗度係数を適用すると、河口～安原川合流点での流下能力は、 $2100\text{ m}^3/\text{秒}$ から $2420\text{ m}^3/\text{秒}$ へと、 $320\text{ m}^3/\text{秒}$

増加する。また、安原川合流点～伏見川合流点での流下能力は $1900\text{ m}^3/\text{秒}$ から $2280\text{ m}^3/\text{秒}$ へと、 $380\text{ m}^3/\text{秒}$ 増加する。

辰巳ダム未調節の場合として計算された流量は、河口～安原川合流点で $2349\text{ m}^3/\text{秒}$ 、安原川合流点～伏見川合流点で $2156\text{ m}^3/\text{秒}$ であり、これに対して、流下能力は、それぞれ $2420\text{ m}^3/\text{秒}$ 、 $2280\text{ m}^3/\text{秒}$ であり、いずれも、より大きく、辰巳ダムによる調節がなくとも安全に洪水を流下させることができる。つまり、流下は十分可能であり、対策は不要、費用はゼロとなる。

(4) 辰巳ダムと河道改修案の比較

区間1の費用をゼロとし、コンクリート壁案をE案として加えて、辰巳ダム案と比較した一覧は次のようになる。

番号	区間	河道改修案					ダム案	
		延長 (m)	A 寺町側引 堤	B 片町側引 堤	C 高水敷掘 削	D 河床掘削		E コンクリ ート壁
1	河口～伏見川合 流点	4,100	0	0	0	0	0	
2	伏見川合流点～ 示野中橋	1,000	7	7	7	7	7	
3	示野中橋～大豆 田大橋	1,550	0	0	0	1	0	
4	大豆田大橋～JR 橋	600	6	6	6	7	6	
5	JR 橋～新橋	950	8	8	8	8	8	
6	新橋～下菊橋	1,600	434	872	470	89	1	
7	下菊橋～鞍月用 水堰	800	53	53	53	53	53	
	合計	10,600	507	945	543	167	74	240

表一 辰巳ダムと河道改修案の比較

単位：億円

Dの河床掘削案はダム案の約7割、Eのコンクリート壁案はダム案の約3割程度となる。

更に、ダム案は、地すべり対策費用の増加という不確定要素がある。石川県は、ダム本体近辺の4箇所地すべり対策費用は、10億円強と計算している。

これは、総事業費240億円の範囲内であるとして、詳細については明らかに

していない。現在までの調査では、鴛原の超大規模地すべり地の対策は不要として費用はゼロ計上しているが、ダム軸を検討した際に、Cサイト案で対策費として25億円と見積もっている。地すべり対策のために一気に数十億円が増加することも予想される。

(5) 小括

以上の検討の結果、経済的な比較では、河道掘削案のD案とコンクリート壁案のE案が著しく有利である。

基本高水ピーク流量が妥当なものと想定したとしても、災害の頻度、技術的な可能性を考えると、コンクリート壁案のE案で十分である。

3 結論

石川県は、県の事業計画にはない上記E案、更には複合案（既存ダム改修＋河川改修＋調整池）、疎通能力改良案（例えば、河床の一部にコンクリート単床版を布設して、疎度係数を改良し、流量を増加させるもの。）のような代替案をも検討すべきものなのに、そのような検討は一切していない。本件ダム案との対比では、このような代替案の方が著しく勝っていると判断されるのは明らかであるにもかかわらず、これを一切検討していないのは、当然尽くすべき考慮を尽くさないものであり、また、判断の基礎とされた重要な前提となるべき事実を誤認があり、重要な事実の基礎を欠くことになるものである。

よって、本件処分は裁量権を逸脱、濫用したものであり、違法である。

第12 土地収用法第20条第4号要件の適合性について

1 法第20条第4号において、「土地を収用し、又は使用する公益上の必要があるものであること」と定められ、これが事業認定の要件とされている。

本件処分において、処分庁は、犀川は、洪水時に下流部の水位が押しえられないことによる内水被害が発生していること、夏季には毎年のように河川水が枯渇する現象が発生しており、アユ等が産卵のための遡上ができないことなどのために、できるだけ早期に本件事業を施行する必要性があることをもって、強制収用

の手段をもってでも早期に事業を実施する公益上の必要性がある、としている。

2 しかし、そもそも、石川県が事業を行なうのであれば、県は強制収用を行う前に、地権者である原告らに対して土地売却方を依頼し、事業の必要性や代償金額等の説得を行なう必要性があるのは当然であるが、その手順を踏んでいない。県はいきなり憲法上保障された財産権を強制収用で奪おうとしているのであり、このような手順はそもそも本要件上問題があると言わざるをえない。

3 既に述べたように、犀川下流域の水位を押しえられないことによる内水被害がしばしば発生しているという点については、直接的に辰巳ダムが必要であるとされる根拠にはならない。

そもそも、犀川下流域の川幅の拡幅工事は現在進行中であり、平成28年に完成予定であるが、そのことに言及せずして上記のような処分庁の判断ができるはずがない。また、河川維持管理によって、川床の堆積土砂の浚渫や河道内のアシなどの草木の除去を行なうことによっても流通はよくなるにもかかわらず、県はこれらのことを考慮せずに辰巳ダムの必要性を述べるだけである。

更に、河川下流域は河川堤防高よりも低い地域が多数あり、河川水位が上昇するとこれに接続する水路の水門が閉じられるので、これをポンプで強制的に排除しないと内水が停滞する仕組みになっている。内水被害に対しては、内水対策が取られるべきである。そもそも、基本的に治水ダムは河川の堤防を溢水して発生する洪水被害を防止するためのものであり、内水被害対策のために作られるものではない。このことについても詳細は既に述べたとおりである。

このように、内水被害の対策として強制収用までして辰巳ダム建設を急ぐ必要性は全くない。逆に、辰巳ダム建設計画の合理性をこじつけるために、必要なポンプ場を設置するなどの内水被害対策がなおざりになっている傾向が指摘されるのであり、まさに本末転倒と言わざるをえない。

4 更に、処分庁は「夏季の河川流量確保」をも早期施行の必要性の理由に上げる。

処分庁は、一方で大規模に環境を破壊して、他方で環境への配慮をうたってお

り、そもそも自己矛盾の理屈を述べていると言わざるをえない。また、本来、河川中流域が夏季には水無川になってしまうことの原因や対策は既に述べたとおりであり、決して強制収用をしてまでダム建設を急ぐ理由にならないことは当然である。

ましてや、金沢市が昭和55年に手取ダムの水（県水）を上水として受け入れてからは、犀川ダム、内川ダムの上水供給能力が半分以下でしか活用されていない。そのうえ、上水の伸びは横ばいでありながら金沢市は平成27年には県水の割り当て拡大を控えており、今後は一層余剰が拡大することが合理的に見込まれる。どうしても夏場の渇水対策が必要とあれば、この犀川ダム及び内川ダムの余剰の一部を利用するだけで問題は即時に解決するのである。

このように、夏場の河川流量確保を早期に実現するために、即時に行なうことができることが他にあり、強制収用までして辰巳ダム建設に拘泥する必要性は全くないのである。

- 5 また、処分庁は、辰巳ダム建設により洪水調整が必要である根拠として基本高水のピーク流量を1750 m³/秒と推定することからスタートしている。

しかし、基本高水のピーク流量の推定に必要な過去の流量観測のデータによる「検証」行なっていないことは既に述べたとおりである。その理由は、「統計学的に100年確率の流量値を算定するにはどの程度の統計年数が必要とお考えですか」との処分庁の質問に対して「少なくとも30年程度以上統計年数（系統的な観測値が存在する年数）が望ましい」という京都大学防災研究所寶馨教授の回答内容にあると認められる。

確かに、犀川水系河川整備検討委員会で審議が行われた平成15年当時では、流量観測資料が25年分しかなく、事業認定申請をした平成19年1月時点においては29年分のデータしかなかった。しかし、そもそも30年分のデータがあれば検証が必要であり、29年分では検証は不要であるという判断に正当性が無いことは言うまでもない。そればかりか、現時点においては、30年分のデータ

があり、上記判断に基づいても統計学的算定は十分可能であり、検証はいくらでも可能なのである。

石川県は、検証をあえて避け、駆け込みにより事業認定申請を行なったが、その理由は、基本高水ピーク流量を1750 m³/秒と推定したことは流量観測データによる検証をしたならば過大であることが明らかになり検証に到底耐えることができないと判断したからに他ならない。

本件ダム計画は30年以上も計画を温めてきた計画であり、県は検証データを適切に得て、数ヶ月遅れであるいは数年遅れで事業認定申請をしてもその遅れはわずかのものでしかなく、早期に事業を施行する必要性が特段損なわれることはない。また、土地収用というものが憲法上保障された人権の一つである財産権を奪うものであることに鑑みると、本件事業認定申請及びこれに対する認定は拙速であるとの批判は免れない。

このように、早期に事業を実施する必要性は、「検証」隠しにあると言える。処分庁は本来考慮しなければならないことを考慮せずに本件処分を行ったものであり、明らかに裁量権を逸脱し濫用している。

第13 結論

以上によって明白になったように、被告国に属する北陸地方整備局長のなした本件事業認定処分は土地収用法第20条第3号、第4号の要件をいずれも満たしておらず、違法である。

よって、本件処分は、速やかに取り消されるべきである。

証 拠 方 法

- | | |
|-----------|-----------------|
| 甲第1号証 | 事業認定告示 |
| 甲第2号証 | 事業認定申請書（事業計画含む） |
| 甲第3ないし8号証 | 全部事項証明書（土地） |

添 付 書 類

- | | | |
|---|-----------|-----|
| 1 | 甲第1ないし8号証 | 各1通 |
| 2 | 評価証明書 | 6通 |
| 3 | 委任状 | 15通 |

物 件 目 録

- 1 所在 金沢市城力町イ
地番 27番6
地目 原野
地積 833㎡
原告木村久吉，同宮江伸一各1000分の1所有
- 2 所在 金沢市城力町イ
地番 79番3
地目 原野
地積 343㎡
原告宮江伸一1000分の6所有，同木村久吉1000分の1所有
- 3 所在 金沢市城力町イ
地番 80番4
地目 原野
地積 459㎡
原告木村久吉，同宮江伸一各1000分の1所有
- 4 所在 金沢市城力町ヌ
地番 10番
地目 山林
地積 3034㎡
原告木村久吉，同宮江伸一，同飯田克平各1000分の1所有
- 5 所在 金沢市瀬領町ハ
地番 184番11
地目 原野
地積 6.61㎡

原告宮本憲一所有

6 所在 金沢市瀬領町ヌ

地番 1 3 1 番 4

地目 原野

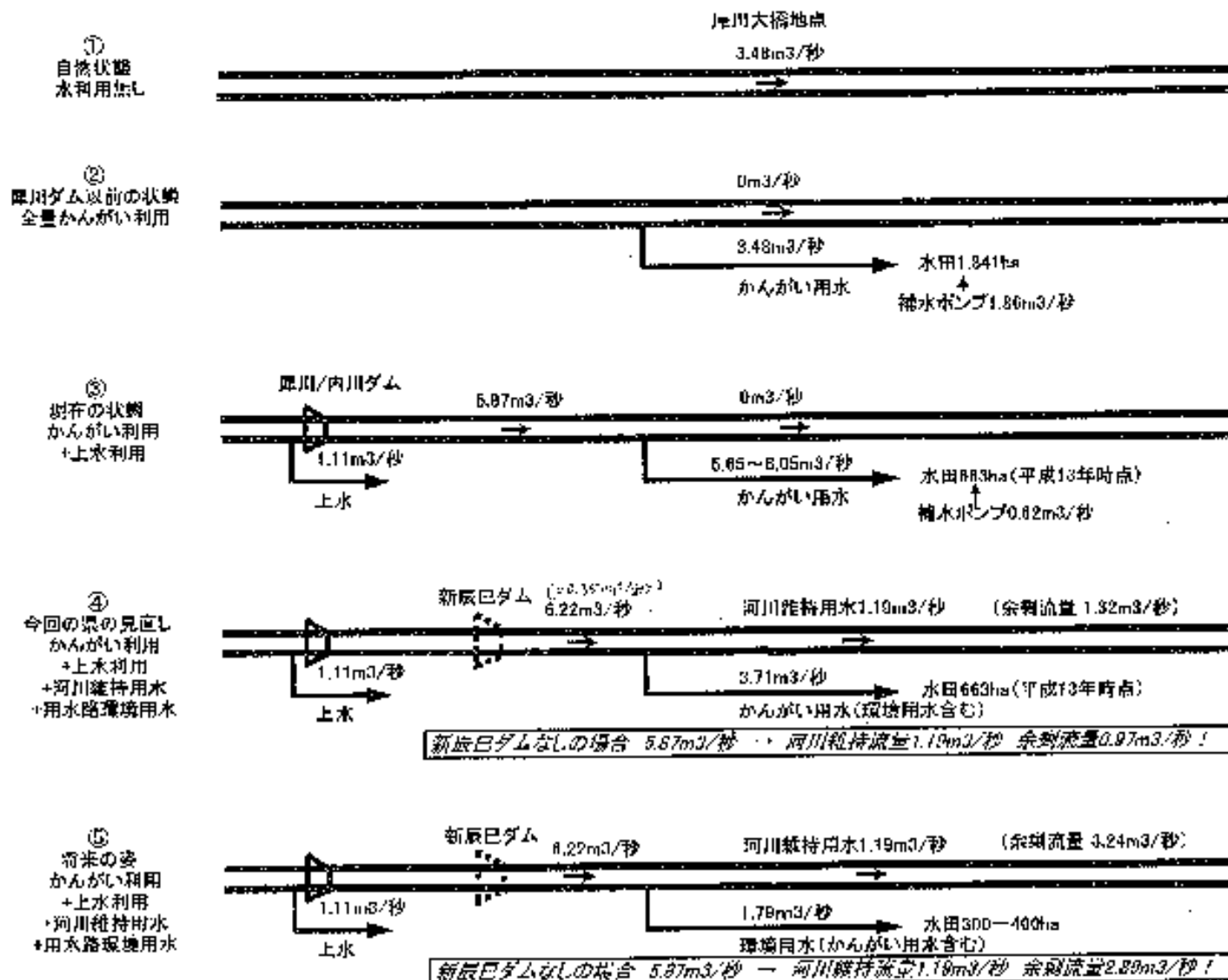
地積 1 3 m²

原告碓山洋 1 0 0 0 分の 8 1 3 所有, 同碓山洋及び同飯田克平を除くその余の原告各 1 0 0 0 分の 1 所有

訴 額 計 算 書

	不動産評価額	原告共有持分	不動産価格
別紙物件目録記載 1	0円	2/1000	0円
2	0円	7/1000	0円
3	0円	2/1000	0円
4	2万4757円	3/1000	74円
5	144円	1/1	144円
6	211円	826/1000	174円
訴額合計	392円 (10万円以下)		
ちょう用印紙額	1000円		

図W1 犀川の水利用の推移



ダムは上水の水がメとしてのみ利用すべし！ かんがいの役目を果たした水を再び川へ戻せば水質は自然に回復する！

図W2 犀川の水利用の推移 (自然流量+開発流量)/(需要流量)

